

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和4年3月

地域福祉課

地域福祉課消費生活協同組合業務室

地域福祉課生活困窮者自立支援室

地域福祉課成年後見制度利用促進室

地域福祉課地域共生社会推進室

目 次

重点事項

第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	1
第2 生活困窮者自立支援制度の推進について	5
第3 ひきこもり支援の推進について	12
第4 地域福祉の推進等について	18
1 地域福祉(支援)計画について	18
2 民生委員・児童委員について	20
第5 成年後見制度の利用促進について	27
第6 消費生活協同組合の指導・監督について	31

連絡事項

第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について	34
1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について	34
2 重層的支援体制整備事業について	34
3 令和4年度予算案について	39
4 その他	42
第2 生活困窮者自立支援制度の推進について	47
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応	47
2 生活困窮者自立支援制度の推進	54
3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について	64
第3 ひきこもり支援の推進について	71
1 ひきこもり支援のロードマップについて	71
2 令和4年度取組について	71
3 令和3年度におけるひきこもり支援の取組について	73
4 就職氷河期世代支援について	75
5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて	75
(参考)「ひきこもり支援推進事業」の令和4年度国庫補助基準額等(案)	77

第4 地域福祉の推進等について	81
1 地域福祉(支援)計画について	81
2 民生委員について	82
3 社会福祉協議会について	87
4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業	88
5 被災者に対する見守り等の支援の推進について	89
6 寄り添い型相談支援事業について	90
7 地域づくりの推進について	91
8 政府における孤独・孤立対策の推進について	92
9 地方改善事業等について	93
第5 成年後見制度の利用促進について	98
1 現状及び課題について	98
2 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して	99
3 令和4年度予算案について	99
4 持続可能な権利擁護支援モデル事業について	101
5 令和4年度の都道府県及び市町村における取組について	102
6 日常生活自立支援事業について	105
第6 消費生活協同組合の指導・監督について	107

参考資料

1 地域共生社会関連	114
2 生活困窮者自立支援制度関連	119
3 ひきこもり支援関連	125
4 地域福祉の推進等関連	131
5 成年後見制度の利用促進関連	139
6 消費生活協同組合関連	143
7 令和4年度予算案(地域福祉課)の概要	145

重点事項

第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(1) 現状・課題

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月より、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（任意事業）が施行された。
- 令和3年度においては42市町村が重層事業を実施しており、令和4年度は134市町村が実施予定である。重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、より多くの市町村が円滑に本事業に移行できるよう、さらなる支援が必要である。

(2) 令和4年度の取組

- 重層事業を実施する市町村を対象に、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる補助と、多機関協働等の新たな機能にかかる補助を加えて一体的に執行できる重層事業交付金を交付する。
- 令和5年度以降に重層事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるようにするため、重層事業への移行準備事業にかかる補助（1市町村あたりの補助期間は最長3年間）を実施する。また、包括的な支援体制を整備する市町村をさらにバックアップするため、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成事業を実施する。

(3) 依頼・連絡事項

- 市町村においては、重層事業の実施に向けて、**分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層事業の実実施計画の策定や事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築**をお願いする。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、**都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援**をお願いする。また、現在、重層事業における多機関協働事業等の負担割合は、施行当初の移行準備期間として都道府県負担を求めているが、**令和5年度以降は、重層事業における多機関協働事業等や移行準備事業に都道府県負担をお願いするため、令和5年度予算編成において必要な財源確保に努めていただきたい。**

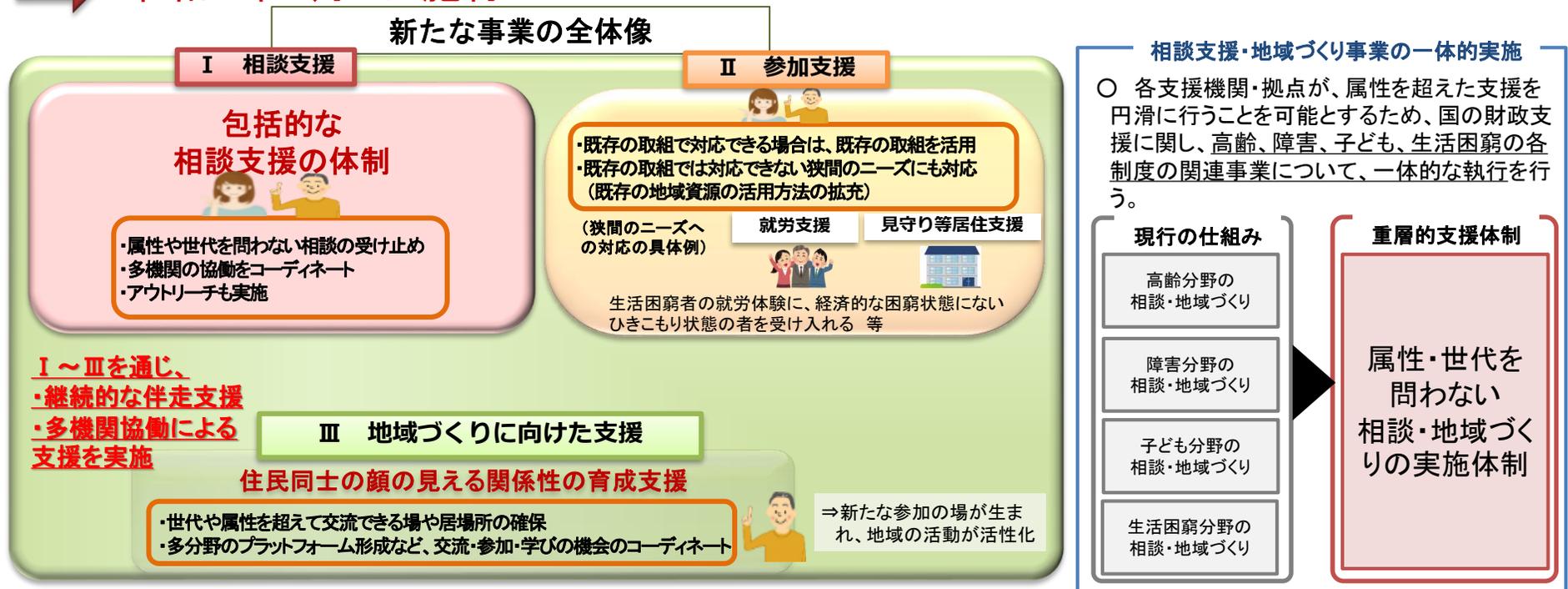
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など))
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について**一体的に執行**できるよう、**交付金を交付**する。

→ **令和3年4月1日施行**



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

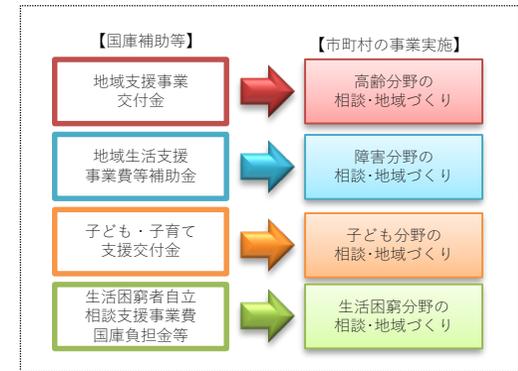
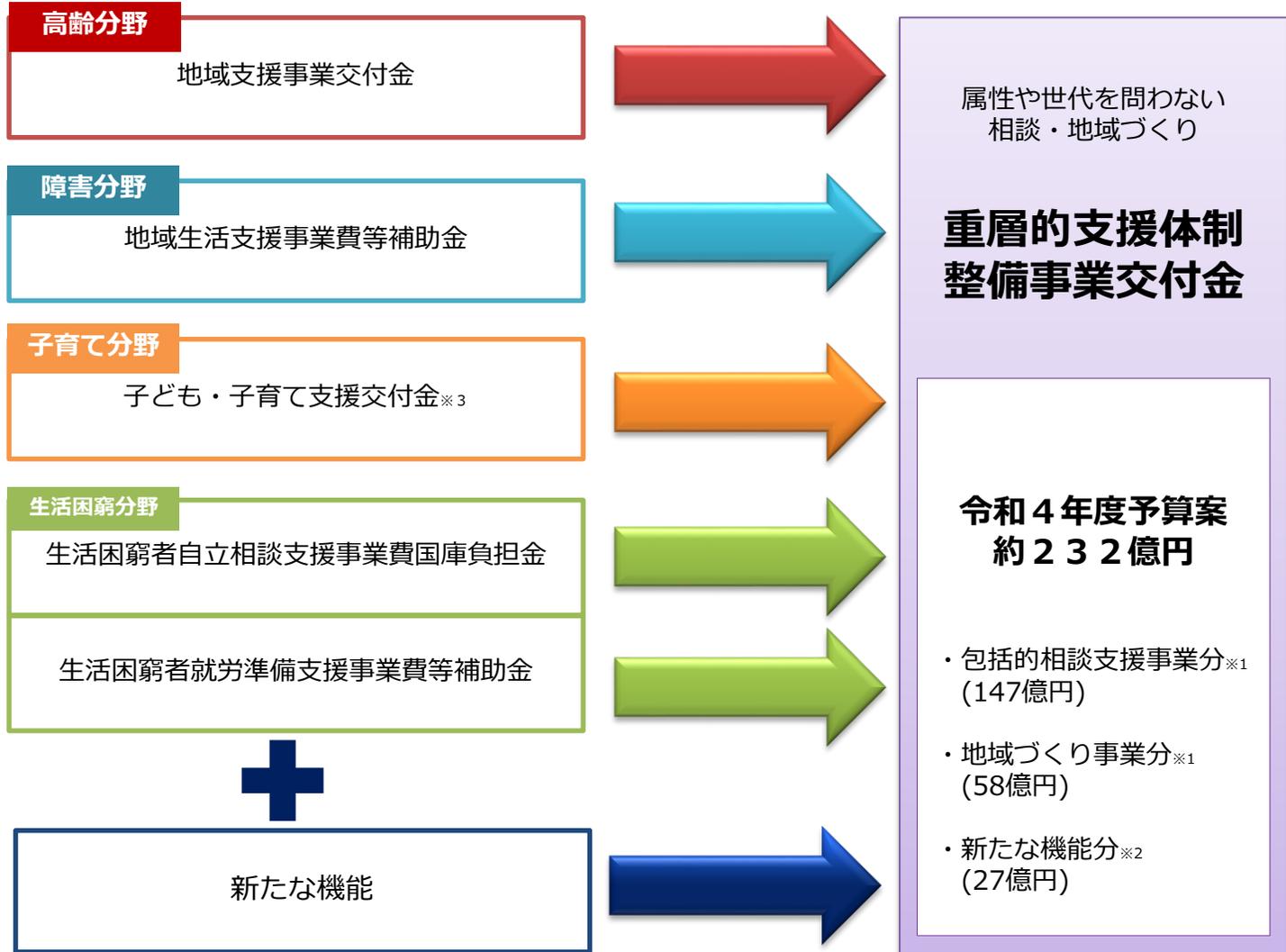
※ 移行準備事業の負担割合は、多機関協働事業等に都道府県負担が導入されることから令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする予定である。

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
 - 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
 - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

第2 生活困窮者自立支援制度の推進について

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者の支援ニーズは増大し、個人事業主やフリーランス、学生等の従来とは異なる支援層が顕在化している中、生活に困窮される方々へ必要な支援を行うため、これまで緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金等の重層的なセーフティネットによる支援を行ってきたところ。
- これらの支援については、昨年11月にとりまとめられた経済対策に基づき、申請受付期限を令和4年3月末まで延長し、令和3年度補正予算において必要な予算を確保したところ。
- 同経済対策においては、上記に加え、以下の措置を講じたところ。
 - 生活困窮者自立支援金は、昨年12月末で終了した総合支援資金（再貸付）に代えて、総合支援資金（初回）まで借り終えた一定の困窮世帯も対象とするとともに、再支給を可能とすること、
 - 緊急小口資金等の特例貸付は、償還の据置期間を令和4年12月末まで延長すること
- さらに、現下の状況を踏まえ、これらのコロナ特例措置については、申請期限を令和4年6月末まで延長するとともに、令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）の特例貸付の申請分については、償還の据置期間を令和5年12月末まで延長することとしており、引き続き、自立に向けた継続的な支援が求められる。
- また、令和3年10月から、生活困窮者自立支援制度の次期改正に向けた論点整理検討会を開催し、議論を行っているところ。

(2) 令和4年度の取組

- 令和3年度補正予算及び令和4年度予算案において切れ目のない支援を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。
 - 令和3年度補正予算に計上した新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、独自の支援に取り組むNPO法人・社会福祉法人等の民間団体との連携強化、相談員の加配・事務職員の配置等による現場の職員が支援に注力できる環境整備、オンライン相談等によるICT活用等を推進。
 - 令和4年度予算案において、住まいの確保支援や生活困窮者と地域のつながりを確保する居場所づくりなどの地域づくりを推進。
- 緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金、生活困窮者自立支援金が終了する者に対しては、支援が途切れないよう、社会福祉協議会、自立相談支援機関、ハローワーク、福祉事務所等の連携の下、引き続き、切れ目のない支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、今後、生活困窮者に対する自立に向けた支援がますます重要となることから、就労準備支援事業、家計改善支援事業等が未実施の自治体にあっては、必要な支援を届ける観点から、実施に向けた対応をお願いします。
- また、令和3年度補正予算の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や令和4年度予算案を活用し、各地域における課題を踏まえた生活困窮者支援の強化をお願いします。
- 支援に当たっては、ハローワークや福祉事務所との連携フローを改めて確認するなど、求職者支援訓練や生活保護等との切れ目のない支援を進めていただきたい。
- 次期制度改正に向けて、令和4年4月を目途に制度見直しの論点をとりまとめ、令和4年5月以降、審議会において議論を開始する予定であるので、ご了知いただきたい。

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- ・ 緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請受付期限を令和4年3月末から令和4年6月末へ延長。
- ・ 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金（初回）の申請分については、据置期間を令和4年12月末までから令和5年12月末までに延長。

予算措置額合計：2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末まで延長する。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了

注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

- ・ 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・ 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・ 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・ 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。

住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額(案)	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者
 ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
 ※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ② 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(~9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

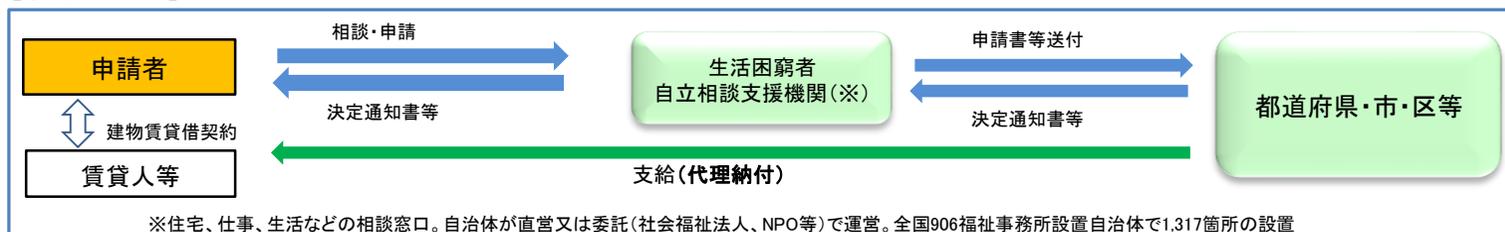
【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にしている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年6月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

令和4年6月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】



「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
 - （注）総合支援資金（再貸付）まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯（再貸付を申請・利用している世帯を除く。）も含む。
 - ・ 収入： ①市町村民税均等割非課税額の1/1.2 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減らすことができる。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和4年3月末から6月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実に行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請月より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

生活困窮者自立支援制度予算

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円

R4年度予算案:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関
(令和3年4月時点) **国費3/4**

<対個人>

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

<対地域>

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費10/10**

◆都道府県による市町村支援事業

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施 **国費1/2**

◇都道府県による企業開拓

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング **国費10/10**

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 **国費3/4**

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)
(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) **国費2/3**

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業 (いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) **国費2/3**

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) **国費1/2, 2/3**

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 **国費1/2**

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 等 **国費10/10**

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

生活困窮者自立支援の機能強化

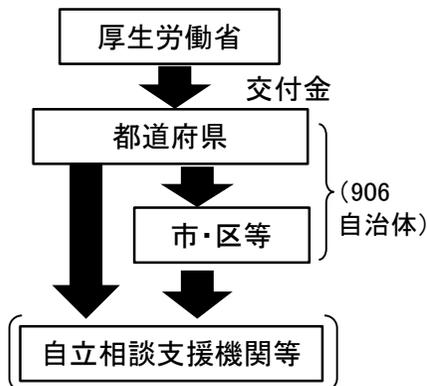
【要旨】 令和3年度補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

国 3/4

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し
規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

（計4回程度）

※令和4年4月とりまとめ（予定）

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

※令和4年3月とりまとめ（予定）

報告

ワーキンググループ（計7回程度）

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方（被保護者支援との連携を含む）について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題（制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等）について議論

※ 社会保障審議会生活保護基準部会

生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施
（次期検証は令和4年度）

令和4年5月
以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

※ 検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

第3 ひきこもり支援の推進について

(1) 現状・課題

- 「就職氷河期世代支援プログラム」（令和元年6月21日閣議決定）では、ひきこもり支援について、官民の関係機関が連携する「市町村プラットフォーム」を中心に展開することとされており、令和2年度末時点で589市町村（33.8%）に設置されている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）では、ひきこもり支援について、現状の支援施策の再点検、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等が盛り込まれている。
- 政府において、ひきこもり支援について関係府省間での連携を深めるため、「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」を開催し、官民を問わない様々な社会資源が参画・連携できる環境整備について議論を行い、会議の取りまとめとして、令和3年10月1日付けで「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について」（会議の構成員連名通知）を自治体あてに発出した。

(2) 令和4年度の取組

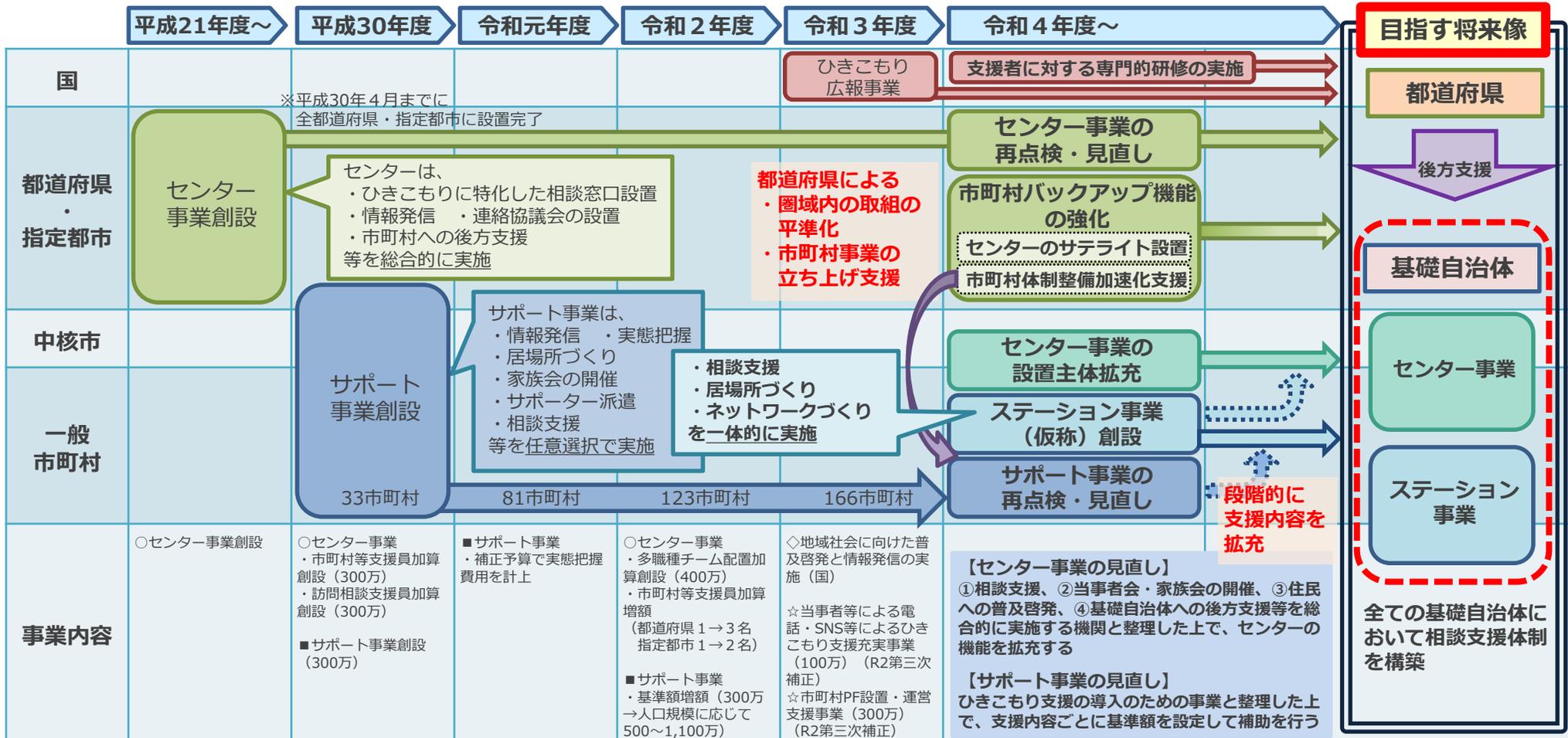
- 令和4年度予算案においては、支援を必要とする方が身近なところで相談し支援を受けることができるよう、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を基礎自治体へ拡充するとともに、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設する。また、都道府県が基礎自治体の取組をバックアップする仕組みを導入する。さらに、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター等の職員に対して、知識や支援手法を習得するための研修を実施する。
- 令和3年度補正予算においては、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」において、市町村等が新たにひきこもり支援を開始・拡充する場合の経費に対する補助を行い、支援体制の構築を加速化させる。

(3) 依頼・連絡事項

- 各市町村において、令和3年度補正予算に盛り込んだ新たな事業や、令和4年度から内容を拡充するひきこもり支援推進事業を積極的に活用いただき、相談窓口の設置や官民が連携した支援体制の構築について推進されたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。
- 従前から、全市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組を原則令和3年度末までに実施いただくよう依頼しているところである。これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることに加え、就職氷河期世代支援においても重要であることから、未達成の市町村においては、早急に取組の実施をお願いしたい。

ひきこもり支援のロードマップ

- ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。
- 基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、**基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実**がより強く求められている。
- これを踏まえ、①**センターの設置主体を市町村に拡充**するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「**ひきこもり支援ステーション事業**」を創設する。
- また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①**市町村と連携したセンターのサテライトの設置**と、②**小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設**し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。



※その他、平成25年度からひきこもりサポーター養成研修・派遣事業を実施（平成30年度からひきこもり支援に携わる人材養成研修事業に変更）

ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村域における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを都道府県がバックアップする体制を構築

市町村域

ひきこもり支援に特化した事業

段階的な充実

I ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

II ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

III ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性を問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援 等

生活困窮者自立支援制度 (福祉事務所設置自治体)

自立相談支援事業

アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ 等

就労準備支援事業

就労準備支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等

支援イメージ ～「多様な支援の選択肢」×「多様な主体による官民連携ネットワーク」～

ひきこもり地域支援センターのサテライトの設置
都道府県から市町村への財政支援と支援ノウハウの継承
※原則2年後に市町村事業に移行

立ち上げ支援
後方支援

取組の幅

連携機関の幅



①相談支援



②居場所づくり



③地域のネットワークづくり



④当事者会・家族会の開催



⑤住民への普及啓発

多様な取組や関係機関の連携を活かして一人ひとりの状況に応じたオーダーメイドの支援

精神保健福祉センター・保健所

家族会
当事者会

NPO
法人

社協

サポ
ステ

その他
関係機関

・民生委員
・農林水産業
・医療機関

・企業、商工会
・ハローワーク
・教育機関 など

市町村プラットフォーム

ひきこもり地域支援センター

相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発に加えて、市町村等への後方支援と支援者研修等を総合的に実施する

都道府県（指定都市）域

市町村等への後方支援

関係機関の職員養成研修



多職種専門チームの設置 等

②支援の質の向上

①社会全体の気運醸成

①ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

ひきこもり支援シンポジウムの開催
ひきこもり支援情報をまとめたポータルサイト運用 等

②人材養成研修事業

ひきこもり地域支援センター職員を対象とした研修の実施

国

厚生労働省

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

4年度予算案：19.2億円
（3年度予算額：13.0億円）

都道府県（指定都市）域



後方支援

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置
- ⑩多職種専門チームの設置
- ⑪関係機関職員養成研修の実施
- ⑫管内市町村（行政区）に対する後方支援
- ⑬ひきこもり地域支援センターのサテライト設置



後方支援

新

都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置
〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に対して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う
〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
〔参考〕サポート事業等
国1/2、市町村1/2
- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村による共同実施も可能）が事業を継続実施

国

新 国が実施する人材養成研修

ひきこもり地域支援センター職員を対象に知識や支援手法を習得する研修を実施

市町村

新 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》①～⑤は必須

- ①コーディネーター（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置
- ⑩多職種専門チームの設置
- ⑪関係機関職員養成研修の実施

移行

市町村

新 ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査
- ⑨専門職の配置

①～③は必須

移行

市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④当事者会・家族会の開催
- ⑤住民向け講演会・研修会の開催
- ⑥サポーター派遣・養成
- ⑦民間団体との連携
- ⑧実態把握調査

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらい人も利用しやすくなる。

段階的な事業の充実を目指す

市町村域

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業の実施主体・事業別の取組一覧（案）

【◎は必須事業 ○は任意事業】

実施主体	支援の カテゴリ	当事者・家族支援				住民への普及啓発 ・民間団体との連携			現状 把握	支援体制の 充実		支援者 養成	自治体 支援	
		① 相談支援	② 居場所 づくり	③ 連絡協議 会・ネッ トワーク づくり	④ 当事者 会・家族 会の開催	⑤ 住民向け 講演会・ 研修会の 開催	⑥ サポー ター派 遣・養成	⑦ 民間団体 との連携		⑧ 実態把握 調査	⑨ 専門職の 配置		⑩ 多職種 専門 チーム の設置	⑪ 関係機関 の職員養 成研修
都道府県 ・ 指定都市	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○ ※3人 まで	○	◎	◎	○ ※都道府 県のみ
中核市 ・ 一般 市町村	センター	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○ ※3人 まで	○	○	-	-
	ステーション	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○ ※1人 まで	-	-	-	-
	サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-

ひきこもり支援体制構築加速化事業

令和3年度補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（61億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】 市町村等

【補助率】 国3 / 4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

＜ひきこもり支援体制構築のための取組＞

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



第4 地域福祉の増進等について

1 地域福祉（支援）計画について

（1）現状・課題

- 平成30年4月に施行された改正社会福祉法により、計画に盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等が追加され、計画の策定が努力義務化された。また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項の一部が見直され、新たに「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」に関する事項が定められた。
- 令和3年4月1日時点において「市町村地域福祉計画」の策定率は82.7%（1,741市町村のうち、1,440市町村が策定）、「都道府県地域福祉支援計画」の策定率は100%（47都道府県全てが策定）となっている。
- こうした実態を踏まえ、市町村や都道府県が必要に応じて地域福祉（支援）計画の策定や見直しに着手するにあたり、国においては、引き続き地域福祉（支援）計画策定ガイドラインに基づき必要な支援を行うことが必要である。

（2）令和4年度の取組

- 市町村や都道府県が必要に応じて地域福祉（支援）計画の策定や見直しに着手するにあたり、国において地域福祉（支援）計画策定ガイドラインに基づき必要な支援を行う。

（3）依頼・連絡事項

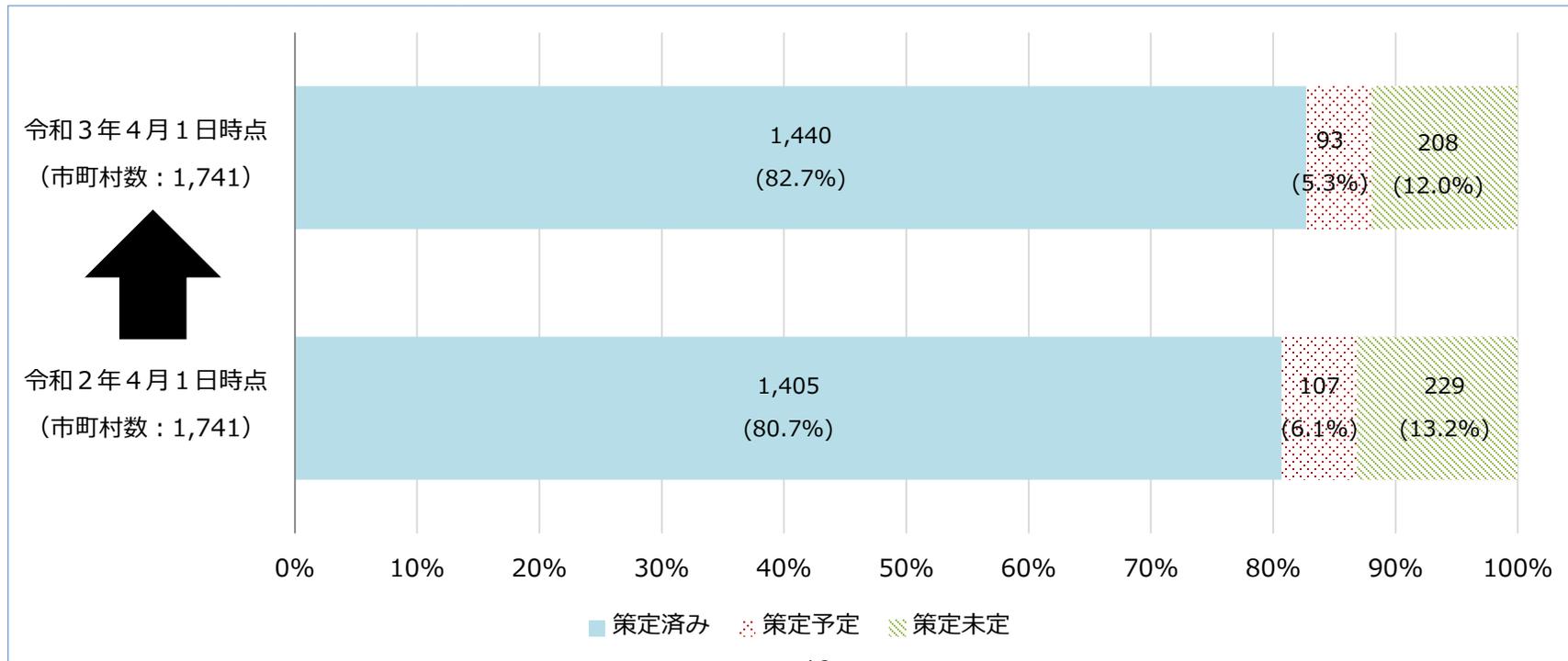
- 平成30年4月から施行されている改正社会福祉法により、地域福祉（支援）計画の策定は努力義務化されており、未策定の自治体におかれ
ては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画に
盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、
②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地
域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項）が掲
げられている。社会福祉法が定める地域福祉計画として認められるためには、これらの5項目の全てを定めることが必要であることから、全
てを定めていない自治体においては、記載内容を追加されたい。
- 都道府県におかれては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対しては早急に策定が
行われるよう支援をお願いしたい。
- 地域福祉（支援）計画の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているが、引き続き必要な調査にご協力願
いたい。

地域福祉（支援）計画策定状況について ※令和3年4月1日時点

- 令和3年4月1日時点における市町村地域福祉計画の策定状況は、全1,741のうち「策定済み」が1,440市町村（82.7%）となっており、**昨年度調査と比較して2.0ポイント増加**した。
- なお、同時点における都道府県地域福祉支援計画の策定状況は、全47都道府県が策定済み（100%）となっている。

	市町村地域福祉計画策定状況等調査	都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査
調査対象	1,741市町村	47都道府県
回答数（回収率）	1,741市町村（100%）	47都道府県（100%）
調査時点	令和3年4月1日	令和3年4月1日

※市町村地域福祉計画策定状況



第4 地域福祉の増進等について

2 民生委員・児童委員について

(1) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられている中、約23万人の民生・児童委員の方々が地域住民とのつながりを維持するために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。
- 一方で、令和3年3月末時点の定数に対する充足率は96.3%であり、充足率が十分でない自治体を中心に、引き続き、必要な民生・児童委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生・児童委員の役割・活動内容について地域住民に周知・理解を促すなどの取組が求められる。

(2) 令和4年度の取組

- 現任の民生・児童委員については、令和4年12月1日に一斉改選を迎えるため、各自治体においては、①定数に関する市区町村に対する意見聴取、②定数の見直し・定数条例の改正、③民生・児童委員候補者の推薦、④委嘱・解嘱、特別表彰等の事務処理が必要となる。

(3) 依頼・連絡事項

- 各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、関係通知を踏まえつつ、次頁に示すスケジュールを参考に事務に遺漏なきよう準備願いたい。
- また、一部の自治体においては、民生・児童委員活動の負担軽減や、将来の担い手確保を念頭に置いた様々な取組や周知・広報活動などが行われている。今後とも、民生・児童委員活動の一層の充実及び民生・児童委員制度の普及啓発の強化のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施・検討いただきたい。

令和4年度 一斉改選に向けた現時点でのスケジュール

業務内容	令和4年度	令和元年度 (実績)
① 物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省 ⇒ 自治体)	8月中旬	8月22日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体 ⇒ 厚生局)	8月30日	8月30日
③ 民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出 (自治体 ⇒ 厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省 ⇒ 自治体)	11月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚労省 ⇒ 自治体)	11月上旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局 ⇒ 厚労省)	12月13日	12月13日
⑧ プレスリリース (厚労省)	1月上旬	1月10日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

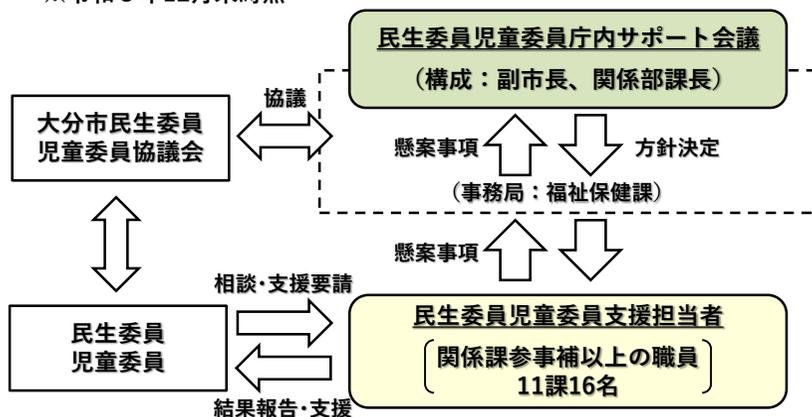
民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例① 「民生委員児童委員庁内サポート体制の構築」(大分県大分市)

■大分県大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。

また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民児協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

■今後の展望・課題

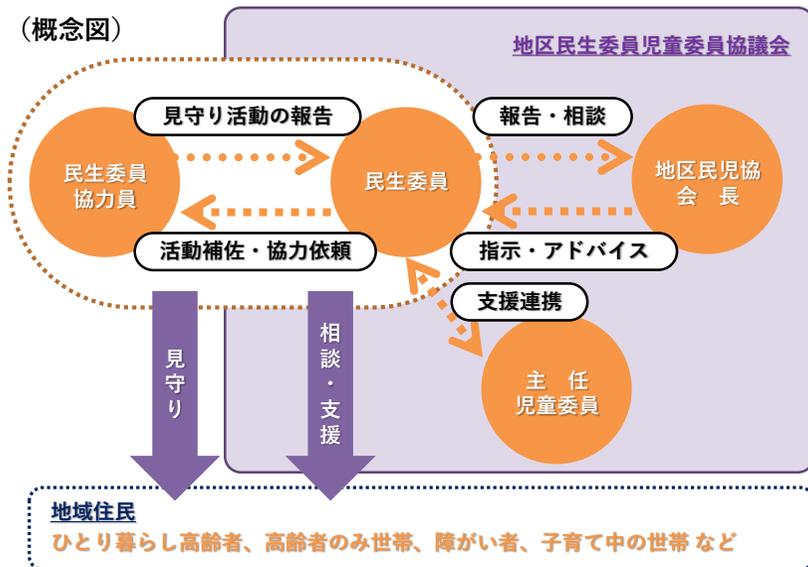
民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例② 「民生委員協力員による活動サポート」(新潟県新潟市)

■新潟県新潟市の主要データ

基礎データ (令和3年10月末現在)	人口：780,359人 世帯数：345,488世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：1,229人／委嘱者数：1,188人 定数：146人／委嘱者数：146人

(概念図)



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- ・活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
 - ・地域内の情報が手に入りやすくなった。
 - ・地域内の理解者が増えてきている実感がある。
 - ・民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力を行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和3年10月末現在：60名)

- ・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
- ・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例③ 「小学生による民生委員活動（子ども民生委員）」（熊本県天草市）

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和3年3月末現在)	人口：77,378人 世帯数：36,570世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：276人／委嘱者数：271人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



高齢者宅の訪問



ひとり暮らし高齢者宅が
一目で分かるマップ作り



サロンでの交流



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員が一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱（委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付）し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。
・子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
・令和2年度末現在で、市内の全17小学校で累計3,216人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会 等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動（地域の見守り活動等）への参加・協力

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例④ 「大学・高校生の参加・協力によるPR活動」(宮崎県)

■宮崎県の主要データ

基礎データ (令和3年4月1日現在)	人口：1,064,404人 世帯数：469,379世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：2,389人／委嘱者数：2,269人 定数：228人／委嘱者数：226人

(民生委員わけもん応援団の取組例)

- ① テレビ番組「暖かい眼差し～地域の力～」制作
<https://www.youtube.com/watch?v=RvXUq7oOAPk>
- ② わたしのまちの民生委員 インスタグラム・フォトコンテスト

NEXT100年！民生委員応援事業！



わけもん応援プロジェクト



■取組(活動)のポイント、留意点

将来の担い手確保につなげることを念頭に、若い世代の方々にも地域福祉の現場に触れてもらい、地域福祉に対する理解を深める機会とすること。また同時に、民生・児童委員にとって自らの活動を振り返る機会とすることが、世代を超えた交流によるモチベーションアップにもつながる。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員活動に対する県民の理解が深まることで、活動の円滑化・効率化が図られることにより、負担軽減・担い手確保にとどまらず、虐待や生活困窮等の見えづらい福祉課題への対応も可能になり、地域福祉の充実強化が期待できる。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足による欠員地区の増大や地域福祉の低下を防止する観点から、当時(平成29年度)、民生委員制度創設100周年という大きな節目の機会を広く県民にPRする好機と捉え、民生・児童委員の役割や活動内容に対する県民の理解促進に資する取組を検討。

■取組(活動)概要

県事業として「NEXT100年！民生委員応援事業」(事業期間：平成29年度～令和元年度)を創設し、県内大学・高校生で構成する「宮崎県 民生委員わけもん応援団」結成。応援団員が中心となり、民生・児童委員活動を実際の同行体験を踏まえドラマ仕立てで紹介するテレビ番組の制作や、SNS(Instagram等)を活用した周知・広報活動を実施する等、学生ならではの視点・発想による取組を実施。

■取組(活動)の主催団体

宮崎県

■連携・協力機関等

宮崎県民生委員児童委員協議会、宮崎県社会福祉協議会 等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

周知・広報活動への参加・協力

■今後の展望・課題

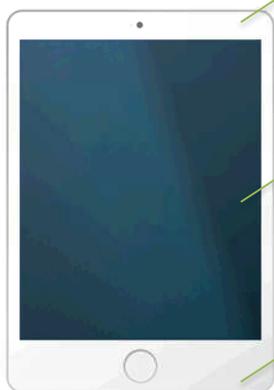
若年層も対象した普及啓発活動を継続し、幅広い世代で地域福祉活動に積極的に参加する機運を醸成させ、次の世代の地域福祉のあり方を考える機会を設けていきたい。また、行政・関係団体に限らず、一般企業や社会福祉施設等への声かけ(普及啓発セミナー等への参加)により、OB・OG等の参加(将来的には民生・児童委員の就任)にもつなげていきたい。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例⑤ 「ICTの活用（タブレット端末等の導入）」（石川県野々市市）

■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和3年3月末現在)	人口：53,924人 世帯数：24,826世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：89人 定数：10人／委嘱者数：10人

(活用事例)



①定例会資料のペーパーレス化

地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

②オンライン会議の実施

「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。（動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。）

③情報共有・緊急時の連絡

「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用に不慣れな民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。

タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。

また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。

また、更なる負担軽減の観点から、金沢工業大学と協働し、活動記録のオンライン入力アプリの開発・導入に向けた検討を進める。

第5 成年後見制度の利用促進について

(1) 現状・課題

- 成年後見制度は、民法の改正等により平成12年に創設され、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度である。
- 成年後見制度が十分に利用されていなかったことから、平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立。平成29年3月、成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。基本計画に基づき、各自治体における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」などの取組みを推進してきた。
※ 認知症高齢者は令和2年には約600万人（推計）に、令和7年には約700万人になる見込み。一方、利用者数は令和2年末時点で約23万人。
- 令和3年度は基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて「成年後見制度利用促進専門家会議」での議論を実施。12月22日には「最終とりまとめ」公表（今後は、パブリックコメント結果を踏まえ、令和4年3月までに第二期計画を閣議決定予定）。

(2) 令和4年度の取組

- 第二期計画の考え方や内容を踏まえ、各自治体における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を更に推進する。
- このため、令和4年度予算案では、「自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県の機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等）」や、「多様な主体による権利擁護支援の機能強化（意思決定支援研修、オンライン活用等）」「権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業」などに必要となる経費を計上し、支援を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 第二期計画の最終とりまとめにおいて令和6年度末までのKPIとして示された「優先して取り組む事項」について、都道府県と市町村に関する以下の取組みを進めていただきたい。
- 都道府県においては、①協議会の設置、②担い手の育成等取組方針の策定と養成研修の実施、③市町村長申立て研修の実施、④意思決定支援研修の実施を進めていただき、都道府県単位のネットワークづくりや積極的な市町村支援をお願いします。
- 市町村においては、①制度や窓口の周知、②中核機関の整備、③市町村計画の策定、④利用支援事業の推進に努めていただきたい。体制を整備した地域においても、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実することを願います。

第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
- (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の
ネットワーク

障害者支援の
ネットワーク

権利擁護支援の
地域連携ネットワーク

子ども支援の
ネットワーク

地域社会の見守り等の
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者等の増加が見込まれるなど、高まる成年後見制度の利用等のニーズに対応できる地域の体制整備が喫緊の課題である。
- 市町村による中核機関の整備と地域連携ネットワークの構築を推進するとともに、地域連携ネットワークにおける互助・福祉・司法の3つの支援の機能強化と、関係者間の連携・協力体制の強化を図り、持続可能な権利擁護支援を推進する。

1 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（都道府県による司法専門職・家庭裁判所との連携基盤づくり）

- 都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制を確保することで、市町村による中核機関の整備等を推進する。
- 市町村や中核機関の取組状況や課題等の実態を踏まえて、市町村支援を図るカリキュラムを追加した「成年後見制度利用促進体制整備研修」を実施することで、都道府県の市町村支援機能を強化する。

2 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

- 都道府県・市町村・中核機関による、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援や権利擁護支援に関する研修等を推進する。また、意思決定支援の推進に向けた「成年後見制度利用促進現状調査等事業」を行う。
- 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うオンライン活用や、互助・福祉等の支援からの成年後見制度等への移行を推進する。

(2) 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の機能強化

- 任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報を実施するほか、中核機関等に対する専門的な相談・助言体制を整備する。

3 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化（中核機関等のコーディネート機能の強化）

- 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての情報収集・相談機能や、受任調整機能を強化する。
- 市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を支援することで、広域連携に係るコーディネート機能を強化する。

(2) 新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

- 地域連携ネットワークにおける民間団体等多様な主体の参画、地域生活における意思決定等の支援、寄付等の活用など新たな支え合いを進める取組の実施方策の検証を行うモデル事業を実施する。

第6 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 現状・課題

- 消費生活協同組合は、利用者である組合員自らが出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。
- 組合は、くらしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。
- 令和3年度から、地域運営組織に対する物品供給や、生活困窮者等への食糧支援をはじめとした組織に対する物品供給が、員外利用許可により可能となっており、組合の取組に対する理解を深めるとともに、必要に応じて地域福祉充実を図る手段の一つとしてご活用いただきたい。

(2) 令和4年度の取組

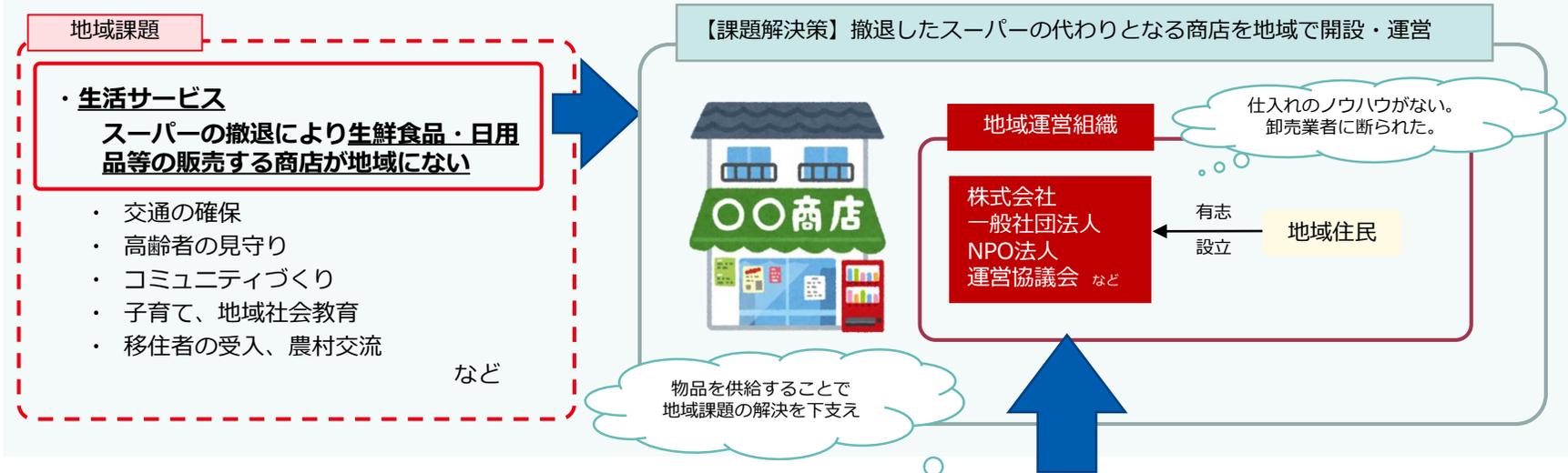
- 指導・監督に当たり、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。
- 検査に当たっては、各都道府県における新型コロナウイルス感染症の状況を勘案し、必要に応じて検査の実施時期の延期、書面検査の導入など実施方法に工夫を施すなど、柔軟に取り扱っていただきたい。

(3) 依頼・連絡事項

- 令和3年度に消費生活協同組合法施行規則の改正を行ったほか、4月1日からは改正個人情報保護法が施行される。組合においては、個人情報の安全確保のための措置の徹底に万全を期していただくとともに、各都道府県におかれては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いする。
- 令和4年度消費生活協同組合行政担当者全国会議は参集形式とせず、5月下旬に動画配信を予定（詳細は追って連絡）。

員外利用に係る施行規則改正（令和3年4月1日施行）により可能となる生協の取組の具体例（イメージ）

具体例 ① 地域が運営する店舗に対する物品供給



地域の生協



具体例 ② 生活困窮者の食糧支援等を実施する組織に対する物品供給

社会福祉協議会においては、生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった者に当面の食料を提供している。

主として、寄付された食品等を提供食料としているため、数量や内容にばらつきが生じ、支援に支障が生じてしまうケースがある。

生協はこれまで同様やむなく廃棄されてしまう食品などの無償提供にあわせ、社会福祉協議会のニーズに合った商品も供給可能となる。



連 絡 事 項

第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら進めてきたところである（※モデル事業は平成28年度から実施しており、令和2年度では279自治体が事業に取り組んでいる）。

また、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元年5月に、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表したところである。

地域共生社会推進検討会の最終とりまとめやモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2（2020）年6月5日（令和2年法律第52号）に成立した。

本改正法による改正後の社会福祉法（以下「改正社会福祉法」という。）において新たに創設された重層事業が令和3（2021）年4月に施行され、令和3年度には42市町が重層事業を実施している。また、令和4年度には、134市町村が実施予定であり、重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、より多くの市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、さらなる支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

（1）重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新た

に多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付することとしている。

なお、令和4年度に重層事業を実施する134市町村（令和3年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでいただきたい。したがって、市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」）の策定や重層事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

（2）重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和4年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は表2のとおりであり、新たな機能分の補助基準額は表3のとおり予定している。なお、新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）及び社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）については、令和2年12月24日付け公布され、令和3年4月に施行されている。また、同じく令和2年12月24日付通知「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、重層事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等を示している。

表1 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (注)
新たな 機能	参加支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第2号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第4号
	多機関協働事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第5号

(注) 現行の「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」は令和3年度限りで廃止し、令和4年度に「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を新たに創設。

表2 (令和4年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな 機能	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

表3（令和4年度における新たな機能分の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

（3）多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分ご理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和4年度予算案について

令和4年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、計261億円（令和3年度は116億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（「重層的支援体制整備事業」については2を参照）

なお、以下の各事業の具体的な事業内容等については、別途通知にてお示しする予定であるのでご了解いただきたい。

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月に施行された社会福祉法において重層事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を創設した（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和5年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等を対象に補助するものである。

令和4年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額は表4のとおりである。なお、令和5年度以降の補助率は、重層事業における多機関協働事業等の都道府県負担の導入とあわせて、本事業においても国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする予定である。また、本事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間は含めず3年以内としている。

市町村におかれては、重層事業への移行に向けて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表4（令和4年度における移行準備事業の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	37,300,000
500,000人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

（2）重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

本事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和3年度は39道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における市内・市外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割に鑑み、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表5（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

（3）重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、令和2年6月の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を令和3年度から新たに創設し、重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表6）及びブロック別研修（表7）を実施したところである。

令和4年度における重層的支援体制構築推進人材養成事業について、令和3年度と同様に、国において重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした研修を実施する予定であり、都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

表 6 (全国研修の概要)

研修名	対象者	開催方法	開催実績 (ライブ研修)
共通研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	いずれの研修も、 ・オンデマンド ・ライブ によるオンライン 受講	令和3年8・9月
自治体職員向け研修	都道府県、重層事業実施自治体		令和4年1月
多機関協働事業者向け研修	多機関協働事業者（直営の場合は自治体職員）		令和4年1月
参加支援事業者向け研修	参加支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和3年12月
アウトリーチ等支援事業者向け研修	アウトリーチ等支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和3年12月

表 7 (ブロック別研修の概要)

開催場所 (6ブロック)	該当都道府県	開催日時 (2022年)
大阪	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	令和4年1月26日(水)
福岡	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	令和4年2月3日(木)
愛知	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	令和4年2月14日(月)
広島	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	令和4年2月22日(火)
宮城	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	令和4年3月1日(火)
東京	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県	令和4年3月10日(木)

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援は、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施することと、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を

確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表8）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画の策定に関する規定を設けている。また、多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表9）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定にあたって十分参照いただきたい。

表8（社会福祉法（抜粋）） 再掲

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、<u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p>
--

表9（多様な施策との連携通知） ※令和4年2月1日現在

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日

② 参加支援について

複雑化・複合化した支援ニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要であるが、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に生かしていただくことが期待される。

これまで、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、多様な社会参加に向けた社会資源の活用方法として、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下、「参加支援対象者」という。）を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」

(子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を发出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

また、現在、令和3年度社会福祉推進事業において「重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業」(実施主体：株式会社Ridilover)を実施しているところである。具体的には、重層事業の参加支援事業の具体化を図るため、様々な分野と連携して実施される社会参加に向けた取組をモデル事例として調査分析を行い、多様なニーズを踏まえた社会資源の開発手法や参加支援の利用者及び受入先への支援方法などの在り方について整理することを目的としている。本年3月を目途に本調査研究事業の成果物として

『重層的支援体制整備事業「参加支援」推進の手引き』を作成し、参加支援事業の取組に課題を抱える自治体担当者や事業関係者に広く周知する予定であるため、今後、本手引きを積極的に活用し、各市町村において効果的な参加支援事業を展開いただきたい。

(2) 各事業の帳票類及び実績報告について

重層事業実施市町村や重層事業への移行準備事業実施市町村においては、多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ごとに国で作成した帳票類を適宜支援現場の実情に応じて活用していただいているが、令和3年3月29日付通知「重層的支援体制整備事業に係る帳票類及び評価指標の手引きの策定について」(社会・援護局地域福祉課長通知)において、これらの帳票類から実績報告を行うシステム化を図り全国共通で活用していただくことを想定している旨を周知しているところである。令和4年度は当該システムを活用できるよう作業を進め、令和5年度を目途に各市町村においてシステム上で帳票類の活用を行うことができるようにする予定である。システム化に向けた詳細なスケジュールについては、別途お示しするので、ご了解いただきたい。

また、重層事業を推進するに当たっては、本事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、令和3年度における重層事業や重層事業への移行準備事業を実施している市町村においては、これらの事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いしているところであるが、令和4年度においても、引き続き実績報告のお願いをする予定であるので、御協力いただきたい。なお、報告方法については、これまで各市町村等からいただいたご意見・ご要望をできる限り踏まえた上で検討し(例えば、事務負担軽減の観点から毎月求めている実績報告の回数を減らす等)、別途お示しするので、ご了解いただきたい。

(3) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しを実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところ。重層的支援体制整備事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的にご活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyous_furusato.html

(4) 地域共生ポータルサイトについて

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

(5) 国によるサポートについて

地域共生社会推進室では、重層的支援体制構築推進人材養成事業以外の取組として、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容など広く周知・広報を行う機会を設ける取組（全国キャラバン）を実施している。今年度、多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和4年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての協議などの御案内をさせていただくので御了知願いたい。

そのほか、重層事業の実施や重層事業への移行準備に向けた個別相談を随時受け付けており、状況に応じてオンライン・対面など様々な手法による対応も可能であるので、各都道府県・市町村におかれては必要に応じて御相談いただきたい。

第2 生活困窮者自立支援制度の推進について

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

(1) 相談支援の状況

① 相談件数等の増加と相談者の多様化

生活困窮者自立支援制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増する中、自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。

令和2年度における、自立相談支援の相談件数等を見ると、

- ・ 自立相談支援件数 約78.6万件（令和元年度24.8万件）
- ・ 住居確保給付金支給件数 約13.5万件（令和元年度約4千件）

となっており、令和3年度（速報値）においても、

- ・ 自立相談支援件数（令和3年4月～11月） 約41.5万件
- ・ 住居確保給付金支給件数（令和3年4月～11月） 約3.4万件

であり、コロナ禍以前と比べて相談件数等が増加している状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加していることや、対面支援が困難となっていることなどの環境の変化への対応が求められ、現場では、多様化する支援ニーズへの対応、人員体制の充実、支援のICT化等による感染拡大防止策等の対応が課題となっている。

② 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に基づき、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合等がKPIとして設定されている。

今般改定された「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）では、昨年に引き続き「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める」とされている。

国の目安値については、令和4年度においても令和3年度と同様であるが、引き続き改革工程表のKPIに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による支援ニーズの増加に対し、後述する国の財政支援（1(2)参照。）も活用しつつ、必要な体制強化や支援のICT化等の措置を講じ、対応を行っていただくようお願いする。

(令和4年度目安値)

	目安値	参考(実績)	
		(R元)	(R2)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) ※	16件	16.2件	51.4件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) ※ (新規相談受付件数の50%)	8件	5.2件	9.1件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の60%)	5件	2.3件	5.0件
就労・増収率	75%	61%	27%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	85%	83%

※ 人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 生活困窮者自立支援の機能強化

生活困窮者への支援ニーズについては、新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化など多様化している。こうした現状を踏まえ、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算においては、NPO法人や社会福祉法人等の民間団体独自の支援との連携、相談員等の加配や事務職員の配置等によって生活困窮者支援へ注力できる環境の整備、各種事業との連携強化やオンライン相談を目的としたICT化の推進等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることとしている。

これらの事業は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金61億円の内数として位置付けられている。また、執行については、現在、令和3年度分は交付決定の手続きを進めるとともに、令和4年度分(令和3年度の繰越し分)は所要見込額調査を行っているところである。

本交付金における生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る取組メニューを以下のとおり示しているので、各自治体におかれては、地域の実情や課題を踏まえ、必要な対応を行っていただきたい。

(取組メニュー)

① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化

※ 独自の支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。

② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用等による自立相談支援体制等の強化

- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、本事業の国庫補助率は3/4としているところであるが、地方負担分1/4については、令和3年度と同様に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援を継続することとしているので、ご了解願いたい。

また、生活困窮者自立支援に係る各事業の機能強化に当たっては、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

ア 自立相談支援事業

従来とは異なる新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題への対応など、支援ニーズが多様化している中、NPO法人や社会福祉法人等においては、独自の取組として、フードバンクによる食料提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われている。自立相談支援機関の中には、こうした民間団体独自の取組と連携して、民間団体が活動の中で把握した生活困窮者を自立相談支援機関につなげたり、自立相談支援機関に相談に来た生活困窮者を民間団体の取組につなげることによって、多様なニーズへの対応に取り組んでいる例もあることを踏まえ、各自治体におかれては、こうした取組を参考としつつ、上記の取組メニューも活用しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備をお願いします。

また、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金等に関するものをはじめとして自立相談支援機関への相談件数が増加し、主に都市部においては、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。さらに、コロナ禍の影響が長期化する中で、今後、生活困窮の状況が継続している方等に対しては、自立に向けたより丁寧な支援を行うことが重要となる。各自治体におかれては、以下に示す観点に立ち、委託先の法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の取組メニューを積極的に活用する等によって必要な体制の整備等の対応をお願いします。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払において、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 支援が必要な方に対して、相談支援員の手が回らないことを理由に、必要な支援が行えていないことはないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

さらに、相談支援等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や相談へのアクセスの確保の観点から、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、電話・メール・SNSのほか、タブレット端末等のICTを活用したオンライン相談の実施などの取組の推進をお願いする。また、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の諸症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等の基本的な感染防止対策についても、引き続きお願いする。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、本交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

イ 家計改善支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変や、緊急小口資金等の特例貸付の利用者の急増により、今後、自立相談支援に加え、家計改善支援事業による支援の重要性はさらに高まる。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

このことから、各自治体におかれては、家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体におかれては、事業の実施をお願いする。

ウ 住まいに関する相談支援体制の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、住まいに関する相談が急増しており、自立相談支援に加え、居住支援の重要性が高まっている。

そのため、各自治体におかれては、住まいに関する個別相談や公営住宅を所管する住宅部局、不動産会社等との連携などを行う住まいの専門人材の配置等による、住まいに関する相談支援体制の構築・強化をお願いする（後述の1(4)参照）。

エ 就労準備支援事業及び子どもの学習・生活支援事業のICT化

前述の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に係る取組メニューを活用し、オンライン相談等のICT化を進めていただくほか、以下に示す就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業におけるICTの活用も進めていただきたい。

(イ) 就労準備支援事業等のオンラインメニュー等支援強化

就労準備支援事業については、令和2年度調査研究事業を通じて、オンライン等における支援メニューの事例の収集を行い、好事例を下記の厚生労働省ホームページにおいて示している。各自治体におかれては、このような事例を参考としつつ、各地域の実情に応じ、非対面方式のオンライン等で実施する際の就労支援メニューの開発支援、機器整備等を進めていただきたい。

また、各自治体におかれては、職場や様々な行政サービス等日常生活のオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな相談者や支援者が取り残されることがないように、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化についても、取組をお願いしたい。これらの取組に係る経費については、上記の取組メニュー⑥の中で補助することができるので活用いただきたい。

[オンラインメニューの例]

- 日常生活自立のメニュー
 - ・ 体操、ストレッチ、ヨガ等のプログラム
- 社会生活自立のメニュー
 - ・ グループワークの実施
 - ・ PCを活用した基礎訓練
- 就労自立のメニュー
 - ・ 模擬面接
 - ・ 履歴書作成
 - ・ 企業見学
 - ・ 就労体験の事前支援（求人票の確認、所在地までの経路等を双方向で確認しながら実施）
- 就労後の定着支援
 - ・ WEB、SNS等を活用した定着支援（本人の勤務状況や体調等を把握し、状況に応じた支援を実施）
- その他
 - ・ 上記オンラインメニューに係る各種Eラーニング教材、動画等の作成
 - ・ 支援者向け研修（SNS、オンライン会議等の活用方法等）

(参考) 就労準備支援事業におけるオンライン等を活用した好事例

(令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者の就労支援を通じた地域づくりに向けた実践的調査研究報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000793387.pdf>

(ロ) 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの学習・生活支援事業を

一時的に休止せざるを得ない状況となった事例も見受けられた。また、学習支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

こうした生活困窮世帯の子どもに対しては、継続した学習支援等を行う観点から、以下の例を参考として、事業の継続や、より多くの子どもが利用できるよう、オンラインによる支援体制整備を進めていただきたい。

〔体制整備の例〕

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用。
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(3) 自立相談支援事業の国庫負担における支援実績加算の取扱について

自立相談支援事業の国庫負担における支援実績加算については、新規相談件数及びプラン作成件数が目安値を超えている又は前年より1割以上増加していることを要件としているところである。

令和4年度の国庫負担協議において、上記後段の前年の支援実績との比較に当たっては、本来、令和2年1月から12月までの支援実績と令和3年1月から12月までの支援実績を比較することとなるが、令和2年度はコロナ禍の影響によって支援実績が大きく増加した状況を踏まえ、令和4年度に限り、令和元年1月から12月までの支援実績と令和3年1月から12月までの支援実績を比較することとするので、ご了解願いたい。

(4) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

コロナ禍を背景に孤独・孤立問題が深刻化している中、生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進められ、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

令和4年度には、身近な地域の中に生活困窮者も含めた地域住民が気軽に安心して通える居場所が確保できるよう、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設したところである。各自治体におかれては、本事業を活用し、居場所づくりを含めた地域づくりの推進に取り組んでいただきたい。

(5) 居住支援関係

① 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響下においても安定的な住まいを確保するため、住居確保給付金については、これまで支給対象範囲の拡大のほか、特例措置として解雇以外の休業等に伴う収入減少の場合であっても3か月間の再支給を可能とするなど、必要な制度の見直しを実施してきたところである。

特例措置については、申請期限が令和4年3月末までとなっているところであるが、各自治体におかれては、支援を必要としている方へ着実に住居確保給付金を支給いただくとともに、受給者の自立に向けたハローワーク等と連携した就労支援の実施、就労が困難な方等への生活保護制度の紹介など、個々人の状況に応じた支援を引き続きお願いしたい。

② 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り支援等を実施しているところである。

一時生活支援事業を実施している自治体におかれては、引き続き積極的に取り組んでいただくほか、ホームレスに限らず、ネットカフェ等の終夜営業の店舗で寝泊まりする方や友人・知人宅で生活されている方など、安定した住まいを確保できていない方に対する支援は、一部の地域だけではなく、どの地域でも生じる課題であることから、未実施の自治体におかれても、令和4年度に創設する「一時生活支援事業の共同実施への支援強化」も活用し、事業実施の検討をお願いする。

また、令和3年度補正予算における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金において、新たに「住まいに関する相談体制の強化」（上記1(2)の取組メニュー参照）を加えたところであり、各自治体におかれては、積極的に本交付金の活用をお願いする。

③ 不安定居住者への支援強化について

新型コロナウイルス感染症の影響等によって、安定的な住まいを確保する重要性は高まっており、特に住居を失った又は失うおそれのある不安定居住者に対しては、一時生活支援事業や住居確保給付金等の支援につなげることが重要である。

そのため、令和3年度には、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につなぐといった、不安定居住者に対するアウトリーチ支援を実施したところであり、令和4年度も引き続き実施することとしている。

各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合には適切にご対応いただくようご協力お願いするとともに、一時生活支援事業等による支援の継続的な取組をお願いする。

また、令和4年度には、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施することとしており、引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては、ご協力をお願いする。

(6) 緊急小口資金等の特例貸付の実施等

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活にお困りの方に対しては、緊急小口資金等の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給などの重層的なセーフティネットによる支援を行っているところであり、各自治体及び各社会福祉協議会におかれては、引き続き必要な対応をお願いする。なお、詳細は後述の3を参照されたい。

2 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援法については、平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援法（以下「平成30年改正法」という。）の附則第8条において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

そのため、令和3年10月から「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会」を開催し、制度見直しに向けた議論を行っている。この議論の中では、新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層への相談支援を始めとした自立相談支援機関や各種事業の在り方、生活保護制度との連携、地域づくりや居場所づくりの在り方、孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携などについて、順次、議論を行っているところである。

今後、令和4年4月を目途に制度見直しの論点をとりまとめ、令和4年5月以降、社会保障審議会の部会において議論を開始する予定であるので、ご了解願いたい。

(2) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成30年改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであり、自治体の実情にも留意しながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 自立支援計画の作成に当たり、両事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度から3年度の間を集中実施期間として完全実施を目指していくこととした結果、令和4年度の実施見込みは、就労準備支援事業では780自治体（86%）、家計改善支援事業では771自治体（85%）となっている。

一方、事業を実施している自治体の中には、利用実績が低調な自治体が一定数みられるところであり、各都道府県におかれては、未実施自治体に対し、引き続き実施に向けた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対しても、以下の取組を参考に、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

(就労準備支援事業の利用実績を伸ばす取組例)

- ・ ひきこもり相談窓口や障害福祉サービス事業所と連携し、障害認定がない等の理由によって障害福祉サービスを受けられない者など、就労準備支援が必要な者に対する利用勧奨を実施。
- ・ 自立相談支援機関が行う初回スクリーニングの段階から就労準備支援員が同席し、自立相談支援事業と一体的に実施。

(家計改善支援事業の利用実績を伸ばす取組例)

- ・ 自立相談支援機関と税・保険料等の関係部署や法律家・税理士等の専門家とのネットワークを構築し、相互に利用勧奨を実施（債務整理に関しては専門家と連携して支援）。
- ・ 自立相談支援機関が行う初回スクリーニングの段階から家計改善支援員が同席し、自立相談支援事業と一体的に実施。
- ・ 緊急小口資金等の特例貸付の借受世帯に対する利用勧奨を実施。

② 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

一方、コロナ禍で自立相談支援機関への相談が大きく増加する中で、効果的に自立に向けた支援を行っていくためにも、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しているため、各都道府県におかれては、実施自治体同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考としながら検討をお願いし、任意事業の実施を推進していただきたい。なお、令和2年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和4年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

また、一時生活支援事業については、令和4年度に、「一時生活支援事業の共同実施への支援強化」の創設を行うこととしており、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等 3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約 4.3 万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内 9 市 31 町村 (一時生活 支援事業の 場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の 31 町村と 9 市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意 4 事業全てにおいて実施率が 100%。

③ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

(ア) 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、令和元年度から国の事業として実施している。

令和 3 年度は就労準備支援事業及び家計改善支援事業を中心に子どもの学習・生活支援事業等についてもコンサルティングを実施し、39 自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

また、任意事業の完全実施に向けた重点支援の対象とした県においては、個別のコンサルティングを実施する前に、県と管内未実施自治体を対象とした研修会を実施した。

なお、令和 3 年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	事業未実施の 自治体	事業実施中の 自治体	合計
就労準備支援事業	16(72. 7%)	6(27. 3%)	22
家計改善支援事業	8(66. 7%)	4(33. 3%)	12
子どもの学習・生活支援事業	1(33. 3%)	2(66. 7%)	3
事業の連携	0(0. 0%)	10(100. 0%)	10
合計	25(53. 2%)	22(46. 8%)	47

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

実際のコンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対しては、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

コンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた
- 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた
- 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた
- 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、事業の立ち上げ後の支援や各事業の連携のあり方、地域資源の活用方法等、事業を効果的に実施していく上で必要な支援も実施することを検討している。

なお、令和4年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的にご活用いただきたい。特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業実施の管内未実施自治体に向け、コンサルティング事業を活用いただくよう、広域実施主体である都道府県からも利用促進の働きかけをお願いする。

(イ) 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設（令和3年度は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに委託）している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容として

いる。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、特定部分については、支援員及び行政職員限定の閲覧とし、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有している。非公開部分には、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているが、29自治体が未登録となっている（登録率96.1%、R4.2.10時点）。未登録の自治体におかれては、速やかに登録を完了されるとともに、部署内・委託先への周知を今一度実施されたい。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

（3）就職氷河期世代への支援強化

令和元年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2019」という。）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもりの状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援として、生活困窮者自立支援制度においては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化等を推進してきた。

今般、行動計画2019が改訂され、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2021」という。）が策定されたところであり、生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、ご了知の上、積極的な取組をお願いします。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進めていただきたい。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、令和4年度も引き続き実施するので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【継続】

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。

また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者の受入れにつなげているといった状況がある。

そのため、令和2年度には、都道府県を対象に、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等も行いながら、マッチングを行うための経費を補助する事業（以下「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」という。）を創設したところである。

また、令和2年度第三次補正予算（繰越により令和3年度に事業実施可能）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により、指定都市・中核市・一般市町村が実施主体として、就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓する場合の支援を実施してきたところである。

令和4年度においては、「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」について、指定都市・中核市・一般市町村が継続して事業を実施できるよう対象を拡大しているので、多様な就労体験・就労訓練先を確保することが、個々の状況に応じた就労支援に資することから、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど、積極的な取組をお願いする。

ウ 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【継続】 【再掲】
上記2(2)②を参照されたい。

エ 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援における現場では、農業体験等に参加することによって、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であるとされて

おり、就労準備支援事業などの支援メニューの一つに農業体験が行われている。この農業体験の機会の確保に当たっては、各々の自治体が農家等の協力先を確保している現状にある。

そのため、農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供することを目的に、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングするモデル事業を令和2年度から実施している。

このモデル事業は、国による事業として、令和4年度まで実施することとしており、全国複数箇所（5ヶ所程度）での実施を予定している、なお、最終年度にあたる令和4年度においては、3年間実施した成果のとりまとめを行う予定であるので、ご了解いただくとともに、対象地域となる自治体におかれては、ご協力をお願いします。

(4) 孤独・孤立対策の推進

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受け、政府においては、令和3年3月以降、「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」を定期的で開催し、3つのタスクフォース（ソーシャルメディアの活用、実態把握、孤独・孤立関係団体の連携支援）の立ち上げ、様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策の整理及び施策のさらなる充実・強化の検討など、政府全体として総合的かつ効果的な孤独・孤立対策を検討・推進している。

令和3年12月末には、政府において今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策を盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）がとりまとめられ、その中には、自立相談支援機関における包括的な支援の強化や生活困窮者等のための地域づくりの推進などの生活困窮者支援制度における施策も位置づけられているところであり、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等を活用し、積極的な取組をお願いします。

(5) 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業については、平成30年改正法により生活支援・育成環境の改善等に取り組む自治体が、事業実施自治体の約5割程度まで増加したが、一方で、集団行動を学ぶ体験学習や、将来を考えるきっかけとなる職業体験、専門職を活用した保護者を含めた子どもへの面談や保護者会等の実施は一部の自治体に限られている現状である。

そのため、保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実が図られるよう、令和4年度では、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充することとしている。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、子どもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させる

ことで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困連鎖の防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いする。

(6) 令和4年度における人材養成

ア 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 平成30年度に施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの指摘が国会でもなされていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること

を踏まえ、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続（前期研修）しつつ、令和2年度から、人材養成研修の一部（後期研修）の実施主体を都道府県に移管したところである。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部の都道府県では後期研修が未実施の状況が見られるが、各自立相談支援機関等では、増加する支援ニーズに対応するため、相談員を増員する等の対応も行われているところであり、各都道府県におかれては、必要な研修の受講機会が確保できるよう、研修の実施についてご協力をお願いする。

令和4年度の研修修了要件は以下のとおりである。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
※ 都道府県研修については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、ご留意いただきたい。

イ 修了証要件を満たす都道府県研修の要件

都道府県研修（後期研修）の要件は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
 - ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
 - ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
 - ④ 研修時間は計10.5時間以上実施すること
- を全て満たすことを必要とする。

各都道府県におかれては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、後期研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただき、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

ウ 国研修の実施

令和4年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施することとしている。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修に加え、令和3年度から、生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修を開始しており、対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、ご配慮をお願いする。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研修を設定しているところ、孤独・孤立やヤングケアラーといった課題が顕在化している現状を踏まえ、令和4年度においては、孤独・孤立やヤングケアラーといった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施することとしているので、こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しするが、令和4年度も令和3年度同様に、オンデマンド配信も活用した研修を実施する予定であるので、ご了解願いたい。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ○ 主任相談支援員養成研修 | : 250 人程度 |
| ○ 相談支援員養成研修 | : 500 人程度 |
| ○ 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 | : 500 人程度 (合同開催) |
| ○ 家計改善支援事業従事者養成研修 | : 300 人程度 |
| ○ 担当者研修 | : 150 人程度 |
| ○ テーマ別研修 | : 250 人程度×2 回 |
| ○ 生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修 | : 250 人程度 |

エ ブロック別研修の実施

都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修（後期研修）の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和4年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。

(7) その他

① 生活困窮者の早期発見・対応の取組について

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、関係機関との連携について事務連絡を発出してきていることに加え、平成30年改正法では、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

引き続き、各自治体においては、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。また、公的な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進されるよう、願います。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いします。

※ 関係通知

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成30年10月1日付け総税企第119号・社援地発1001第9号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

② 生活困窮者自立支援統計システムの改修について

令和4年度において、第2期政府共通プラットフォームに移行することとあわせて、検索条件の追加や、支援対象者の属性の年度累計での抽出を可能とする等の生活困窮者自立支援統計システムの改修を行う予定である。改修の完了は令和4年度末を予定しているところであるが、留意事項等について、適宜お知らせするので、ご対応をお願いします。

なお、生活困窮者自立支援統計システム上のデータについては、公表の頻度や内容の充実を今後検討していく予定であり、各自治体においては、引き続きシステム入力のご協力をお願いします。

③ 生活困窮者のデジタル利活用を通じた自立支援

生活困窮者のデジタル環境整備については、携帯電話を保有できないことが就

職活動上さまざまな場面においてハードルとなっていることが指摘されていること等を踏まえ、過去の携帯電話利用料の滞納状況等に一定配慮して携帯電話等の契約を行っていただける通信事業者のリストを作成し、「「生活困窮者等へ携帯電話等サービスを提供している事業者リスト」について」（令和2年11月30日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）により、各自治体等へ周知を行っている。

各自立相談支援機関等においては、経済的な理由から携帯電話サービスの利用が難しい支援対象者に対して、携帯電話等の契約を行うことができる通信事業者があることを紹介し、希望に応じて当該事業者の連絡先や問い合わせ方法を案内する等、ご本人の状況に応じて、就労支援等の場面で本リストを活用していただきたい。

3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について

(1) 特例貸付の実施と受付期間の延長等

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、令和2年3月末から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、特例措置として、従来の低所得世帯の要件等を緩和し、必要な貸付（以下「緊急小口資金等の特例貸付」という。）を実施してきたところである。これまで累次の延長、拡充を行いながら、令和4年2月5日までに、約313万件、約1兆3,506億円の貸付決定を行っている。

また、昨年7月から、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、総合支援資金（再貸付）を借り終えた等の事情で貸付を利用できない世帯であって、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を創設し、令和3年12月末時点までに、約11万件、約180億円の支給を行っている。

こうした中、昨年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）がとりまとめられ、緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）、住居確保給付金の特例措置、自立支援金の申請期限を令和4年3月末まで延長したところである。

また、総合支援資金（再貸付）については、令和3年12月末で終了し、令和4年1月以降は総合支援資金（再貸付）に代えて、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）を借り終えた一定の生活困窮世帯に対しても自立支援金を支給することのほか、自立支援金については再支給を可能としたところである。

さらに、現下の新型コロナの感染状況などを踏まえ、これらの新型コロナの特例措置については、申請期限を令和4年3月末から6月末までに延長するとともに、この延長に伴い、令和4年4月以降に緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）の特例貸付の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月までとしたところである。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、必要な検討を行うこととなるため、各自治体及び各社会福祉協議会におかれては、円滑な実施にご協力いた

だけるよう、願います。

(2) 関係機関との連携について

緊急小口資金等の特例貸付や自立支援金等を利用される世帯に対しては、必要な支援が途切れないよう、他制度との連携が重要である。自立相談支援機関や社会福祉協議会においては、必要に応じて生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）や生活保護制度（福祉事務所）へつなぐなどの対応を行っていただきたい。

その際、今般の経済対策（(1)参照）においては、雇用施策として、求職者支援制度の特例等が盛り込まれているところであり、緊急小口資金等の特例貸付や自立支援金等を利用される世帯の中には、こうした雇用施策を含む新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策の利用が可能な場合が考えられる。

また、自営業やフリーランスの方については、別途、商工会議所等自営業等の方の経営相談を行う機関の経営相談等を受けることや、事業復活支援金等の各種事業支援策の利用が可能な場合が考えられる。

自立相談支援機関や社会福祉協議会においては、その世帯の状況に応じて活用できると考えられる各種支援策を案内するなど、丁寧に相談に応じていただきたい。

(参考) 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策の周知のお願いについて」（令和3年12月24日）

(3) 償還免除の取扱について

緊急小口資金等の特例貸付については、令和2年3月の開始時から「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」としていたが、令和3年11月に通知（局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」（社援1122第2号令和3年11月22日））を発出し、緊急小口資金等の特例貸付の償還免除要件の明確化を図ったところである。

具体的には、償還免除の判定は、以下のとおり、資金種類ごとに段階的に行い、各々一括して償還免除上限額の範囲内を免除するとともに、住民税非課税の確認対象は借受人及び世帯主に限ることとした。

また、償還免除の判定時においては償還免除の要件を満たさなかったが、判定年度の次年度以降に住民税非課税となった場合には、申請に基づき、次年度以降の残債を一括して免除することとし、償還期間中の状況の変化に応じたきめ細やかな対応を行うこととしている。

	判定時期	判定方法
緊急小口資金	令和4年度	令和3年度又は令和4年度のいずれかにおいて住民税非課税である場合
総合支援資金（初回）		

総合支援資金（延長）	令和 5 年度	令和 5 年度において住民税非課税である場合
総合支援資金（再貸付）	令和 6 年度	令和 6 年度において住民税非課税である場合

【令和 4 年 4 月以降における申請分】

	判定時期	判定方法
緊急小口資金	令和 5 年度	令和 5 年度において住民税非課税である場合
総合支援資金（初回）		

また、上記のほか、償還期間中に償還困難となった場合の対応として、死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定の要件を満たす場合には残債の全部又は一部を免除できることとする等の詳細をお示ししたところである。

なお、緊急小口資金等の特例貸付を償還免除したことによる償還免除益については、昨年 12 月の「令和 4 年度税制改正の大綱」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）において、所得税及び個人住民税を課さないこととされており、今後、関係法令の改正後に施行される予定であるので、ご了解願いたい。

（4）特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が 2 年間、総合支援資金が 10 年間となっている。

この間、社会福祉協議会においては、債権管理のための事務体制が必要となること、そのための必要な経費については、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上してきたところである。この債権管理事務費については、償還期間（緊急小口資金 2 年間、総合支援資金 10 年間）の間に必要な金額を含めて貸付原資と一体的に一括して交付することとしている。各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来 of 活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託など、今後の債権管理への対応をお願いする。また、緊急小口資金等の特例貸付の申請受付中だけでなく、特例貸付の申請受付終了後も、貸付に関する様々な相談や、今後の償還に向けた相談等、市町村社会福祉協議会の貸付相談窓口での対応が増加することが見込まれることも踏まえ、従来 of 活動に支障が生じないように、償還に向けた様々な支援や貸付相談窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化をお願いする。

（5）行政レビュー事業における対応について

令和 3 年 11 月 8 日に開催された行政事業レビューにおける秋の年次公開検証において、地域福祉活動支援をテーマに議論が行われ、第 46 回行政改革推進会議（令和 3 年 12 月 9 日開催）において、緊急小口資金等の特例貸付については、社会福祉

協議会等の関係機関への通知の在り方や、オンライン申請の推進、危機に際しての生活困窮者の救済における関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき旨が指摘されたところである。

これらの指摘については、今後、緊急小口資金等の特例貸付の実施状況を踏まえながら、必要な検討を行っていく予定である。

(6) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付は、随時貸付原資の積増しを行ってきたところ、一時的に貸付需要が特例貸付の原資を上回る場合には、本則の貸付原資により対応を行ってきた。こうした現状を踏まえ、令和2年度は、国庫への返還については、都道府県において特段の事情がない限り、いったん留保する取扱いとしていたが、令和3年度は、令和2年度及び令和3年度の2か年分をまとめて返還することとしている。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 本則における事務費の取扱

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、平成30年12月20日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成31年度の取り扱いについて」）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているところであるが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算（債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算）の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経

過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、ご了解願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
- ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが必要である。具体的には両者の事務を兼務する職員の人件費等については、適切に按分処理を行う必要があるので、ご留意願いたい。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

③ 保有基準の初回の評価

生活福祉資金貸付制度については、平成 28 年 10 月に会計検査院から厚生労働省に対し、「保有資金の額について適切に評価を行うための判断基準を作成」することや、「保有資金の額が（略）適正な規模を上回っていると認められる場合には、国庫補助金相当額の一部について国庫に返還等の措置を講ずること」等の意見表示があった。

これを受け、厚生労働省では、「生活福祉資金貸付制度の保有資金の規模に関する評価基準の策定等について」（平成 30 年 7 月 27 日付け社援地発 0727 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を発出するなどの対応を行ったところ。

保有基準の初回の評価の実施については、生活福祉資金貸付制度と密接に関係する年金担保貸付事業の廃止の動向など制度を取り巻く状況も勘案した上で実施する必要があることから、具体的な対応については、追って通知する。

④ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、令和 4 年 3 月末までで新規貸付の申込受付を終了することとなっている。

このため、令和 4 年 4 月以降は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、多重債務相談窓口や他に活用できる制度と併せて、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、年金担保貸付で対象とされていた借入目的のうち、以下の借入目的は生活福祉資金貸付事業の対象とはならないため、年金担保貸付における資金ニーズを生活福祉資金貸付事業で全て対応することはできないため、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高める支援等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

生活福祉資金貸付事業の対象とならない借入目的

- ・ 日常生活の継続的な生活費の補填
- ・ 民間金融機関等への返済
- ・ 別世帯に住む子どもや孫の経費
- ・ 福祉車両以外の車両の購入 など

一方で、一時的な資金需要など生活福祉資金貸付事業による貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を、確実に受け止めていく必要がある。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付事業の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つ

となる家計改善支援事業の更なる推進をお願いする。また、両事業の相談が増えることが見込まれることから、これらの事業の窓口の体制整備等について積極的な取組をお願いする。

特に、市区町村社会福祉協議会の窓口業務については、前述の緊急小口資金貸付等の特例貸付の償還免除などの相談が増加することが見込まれることへの対応と合せて、特段の体制整備をお願いする。

第3 ひきこもり支援の推進について

1 ひきこもり支援のロードマップについて

ひきこもり支援については、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた結果、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置が完了したところである。

加えて、平成30年度からは、より住民に身近な市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、居場所づくりや相談窓口の設置、情報発信などを行う事業（ひきこもりサポート事業）を開始し、令和3年度における実施自治体数は166市町村となっている。

そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2021」）において、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進することが盛り込まれたことを踏まえ、今後のひきこもり支援の方向性を検討した結果、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、基礎自治体（市町村）の取組の更なる強化や、都道府県が基礎自治体（市町村）の取組をバックアップする体制の構築を令和4年度から進めることとし、ひきこもり支援の目指す将来像とした「ひきこもり支援のロードマップ」を作成した。

各都道府県及び市町村においては、ロードマップの趣旨をご理解いただき、地域の社会資源を活かした創意工夫ある取組を積極的に推進されたい。

2 令和4年度の取組について

(1) 令和3年度補正予算及び令和4年度予算案について

令和3年度補正予算及び令和4年度予算案においては、「より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり」を進めるため、ひきこもり支援施策の事業を大幅に拡充した。

主な内容は、以下のとおりである。なお、①は令和3年度補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による事業であるが、当該交付金は、令和4年度へ繰越を可能としているところである。

各市町村においては、これらの事業を積極的に活用いただき、住民に身近な相談窓口の設置、居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築、当事者会・家族会の開催などの取組を推進されたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。

(令和3年度補正予算)

① ひきこもり支援体制構築加速化事業【新規】

市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や既存の取組を拡充する場合に、相談窓口の設置、居場所づくり、広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワーク構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、市町村のひきこもり支援に係る環境整備を加速化させる。

(令和4年度予算案)

② ひきこもり地域支援センターの設置主体の拡充

ひきこもり地域支援センターについて、相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり、当事者会・家族会の開催、住民向け講演会・研修会の開催(都道府県及び指定都市の場合は、加えて、関係機関の職員養成研修と市町村等への後方支援)等を総合的に実施する機関と整理した上で、設置主体を市町村に拡充する。

③ ひきこもり支援ステーション事業の創設【新規】

市町村が実施できる事業として、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設する。

④ ひきこもりサポート事業の見直し

市町村が地域のニーズに応じて必要な事業を選択できるよう、支援内容ごとに補助額を設定する。

⑤ 都道府県による市町村事業の立ち上げ支援【新規】

都道府県が市町村の取組をバックアップする機能の強化として、市町村と連携したひきこもり地域支援センターのサテライトの設置と、小規模市町村等に対して財政支援と支援手法の継承を行う事業を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村のひきこもり支援体制の整備を促進する。

⑥ ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修(国事業)【新規】

ひきこもり地域支援センター等の職員向けに、ひきこもりに関する知識や、ひきこもり状態にある方やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、良質な支援者の育成を図る。

(2) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

全ての市町村において、原則として、令和3年度末までに取り組んでいただくようお願いしている①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニ

ーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組について、直近の状況は以下のとおりであり、全体として実施自治体数は増加しているものの、取組状況にばらつきが見られる。これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未達成の市町村においては早急に取組の実施をお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」を参照。）。

	実施自治体数	実施率
①-1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,053 自治体	60.5%
①-2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,053)	790 自治体	75.0%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	517 自治体	28.9%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	589 自治体	33.8%

※令和2年度末時点の実績。

また、ひきこもり支援に関する状況等については、本年3月下旬を目処に令和3年度の実績のフォローアップ調査を依頼する予定であるので協力をお願いする。なお、ひきこもり相談窓口の明確化・周知の状況、支援対象者の実態やニーズ把握の状況、市町村プラットフォームの設置状況等の調査結果については、都道府県単位で取組状況を「見える化」することを予定しているので、ご了解願いたい。

3 令和3年度におけるひきこもり支援の取組について

政府においては、令和3年度に、ひきこもり支援に関係する府省間の連携を深めるため、「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」を開催した。会議では、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、各府省が政策を持ち寄って、様々な社会資源が参画・連携できる環境整備について議論を行い、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日付け会議構成員連名通知）を自治体あてに発出して、各自治体における関係機関間のより一層の連携促進について依頼を行った。

各自治体においては、通知に添付する先進事例の取組も参考にしながら、地域の社会資源が連携した創意工夫ある取組を積極的に推進されたい。

（参考）「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」
（令和3年10月1日付け会議構成員連名通知）概要

【基本的な考え方】

（1）ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、多様な支援の選択肢を用意することが重要である。

(2) そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による官民の枠を超えた広い連携・協働が必要である。

(3) 以下の留意事項も踏まえ、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配意の上、効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

(1) 就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画
就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請する。

(2) 福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

①教育関係機関との連携

教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築する。

②農業・商工関係機関との連携

農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓する。

③就労支援関係機関との連携

個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配意し、継続的な支援を実施する。

④子供・若者支援関係機関との連携

子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施する。

⑤消費者関係機関等との連携

孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化する。

さらに、国が主体となるひきこもり支援に関する広報の一環として、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、厚生労働省主催で、本年1月以降、シンポジウムや相談会、地域で開催する支援者サミット、ひきこもり支援に関するポータルサイトの開設を一体的に行うキャンペーン「ひきこもり VOICE STATION」を開催した。

ポータルサイトは、相談窓口の一覧等も掲載しており、ひきこもり状態にある方や家族にとって有意な内容となっていることから、広く周知をお願いしたい。また、国

主体のひきこもり支援に関する広報事業は、令和4年度も実施予定であることから、積極的な広報への協力とイベントへの参加をお願いしたい。

4 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2019」）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」において、支援対象者の一つにひきこもり状態にある方を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」を掲げ、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援を行うこととされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」においては、就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの開催や都道府県プラットフォームの運営に加え、市町村プラットフォームの本年度内の設置・運営を目指すこととされている。

加えて、令和3年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）には、先述した令和3年度補正予算及び令和4年度予算案によるひきこもり支援の各種取組が盛り込まれている。

ひきこもり支援については、先述したとおり、「より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくり」を進めるためのロードマップに沿った取組をお願いしているところであるが、就職氷河期世代支援としても、ひきこもり支援は大きな柱として位置付けられていることから、地域の社会資源を活かした創意工夫ある取組の積極的な推進をお願いする。

なお、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」にあるとおり、地域の関係機関の連携をさらに促し、プラットフォームの運営をより活性化できるよう、好事例等をわかりやすく展開していくので、参考にされたい。

5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用

したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

(参考) 「ひきこもり支援推進事業」の令和4年度国庫補助基準額等(案)

I. ひきこもり地域支援センター等設置運営事業

ひきこもり地域支援センター等設置運営事業では、以下の(ア)～(ス)に掲げる取組の全部又は一部が補助対象となる。

事業を実施する自治体は、取り組む事業に応じて、「A. ひきこもり地域支援センター事業」、「B. ひきこもり支援ステーション事業」、「C. ひきこもりサポート事業」の中から、適した事業区分を選択すること。

なお、都道府県及び指定都市においては、「A. ひきこもり地域支援センター事業」を必ず実施すること。

<実施主体/事業別の取組一覧表>

◎・・・必須事業、○・・・任意事業

実施主体	事業名	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(サ)	(シ)	(ス)
		相談支援	居場所づくり	連絡協議会・ネットワークづくり	当事者会・家族会の開催	住民等向け講演会・研修会の開催	サポーター派遣・養成	民間団体との連携	実態把握調査	専門職の配置	多職種専門チームの設置	関係機関の職員養成研修	管内市区町村・行政への後方支援	ひきこもり地域支援センターのサテライト設置
都道府県・指定都市	ひきこもり地域支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	◎	○ (都道府県のみ)
中核市・一般市町村	ひきこもり地域支援センター事業	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-
	ひきこもり支援ステーション事業	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-
	ひきこもりサポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-

<A. ひきこもり地域支援センター事業>

【実施主体】

都道府県・指定都市・市区町村(指定都市を除く。)(民間団体への委託可。)

【対象事業】

<都道府県・指定都市が実施する場合>

(ア) から (オ) まで、(サ) 及び(シ)の取組を必須とし、(カ) から (コ) までの取組を任意で実施する。(都道府県においては、(ス)の取組も任意で実施する。)

<市区町村(指定都市を除く。)が実施する場合>

(ア) から (オ) までの取組を必須とし、(カ) から (サ) までの取組を任意で実施する。

【人員配置基準】

原則、ひきこもり支援コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を2人以上配置するものとし、このうち専門職を1人以上配置するものとする。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。

【国庫補助基準額】

ア 基本額

・都道府県 20,000千円

- ・指定都市
 - 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：20,000千円
 - 重層的支援体制整備事業を実施している（する）場合：17,500千円
- ・市区町村（指定都市を除く。）
 - 重層的支援体制整備事業を実施していない場合：17,000千円
 - 重層的支援体制整備事業を実施している（する）場合：14,500千円

イ 加算額

必須事業である（ア）から（オ）まで（都道府県・指定都市にあつては、（サ）及び（シ）を含む。）に加え、以下の任意事業に取り組む場合について、その取り組む事業に応じた基準額を加算する。（任意事業は、複数実施可能。）

任意事業	国庫補助基準額
（カ）サポーター派遣・養成事業	1自治体当たり1,000千円
（キ）民間団体との連携事業	1自治体当たり3,000千円
（ク）実態把握調査事業	1自治体当たり1,000千円
（ケ）専門職の配置（※1）	1人当たり3,000千円 1自治体当たり3人まで
（コ）多職種専門チームの配置（※2）	1自治体当たり4,000千円
（ス）ひきこもり地域支援センターのサテライト設置事業（都道府県のみ）（※3）	1自治体あたり5,000千円

※1 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことができる者とする。また、加算は、コーディネーターを3人以上配置した場合に、3人目からのコーディネーターが専門職に該当する場合に適用する。

※2 ひきこもり地域支援センターに、医療、心理、福祉、法律、就労、教育関係等のうち、それぞれ異なる分野を専門とする3人以上の専門職から構成されるチームを設置すること。既にひきこもり地域支援センターに配置されている職員を構成員としても差し支えない。

※3 加算する期間は、原則2年を上限とし、2年経過後は、サテライトを設置した市区町村（周辺の市区町村を含めた広域実施も可。）において、「A.ひきこもり地域支援センター事業」又は「B.ひきこもり支援ステーション事業」を実施するものとする。

<B.ひきこもり支援ステーション事業>

【実施主体】

市区町村（指定都市を除く。）（民間団体への委託可。）

【対象事業】

(ア) から (ウ) までの取組を必須とし、(エ) から (ケ) までの取組を任意で実施する。

【人員配置基準】

原則、コーディネーターを1人以上配置するものとする。

【国庫補助基準額】**ア 基本額**

重層的支援体制整備事業を実施していない場合：10,000千円

重層的支援体制整備事業を実施している(する)場合：7,500千円

イ 加算額

必須事業である(ア) から (ウ) までに加え、以下の任意事業に取り組む場合について、その取り組む事業に応じた基準額を加算する。(任意事業は、複数実施可能。)

任意事業	国庫補助基準額
(エ) 当事者会・家族会開催事業	1自治体当たり1,000千円
(オ) 住民向け講演会・研修会開催事業	1自治体当たり1,000千円
(カ) サポーター派遣・養成事業	1自治体当たり1,000千円
(キ) 民間団体との連携事業	1自治体当たり3,000千円
(ク) 実態把握調査事業	1自治体当たり500千円
(ケ) 専門職の配置(※1)	1自治体当たり3,000千円

※1 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する者、又は、これらの有資格者と同等の相談業務等を行うことのできる者とする。また、加算は、コーディネーターを2人以上配置する場合であって、このうち専門職を1人以上配置する場合に適用する。

<C. ひきこもりサポート事業>**【実施主体】**

市区町村(指定都市を除く。)(民間団体への委託可。)

【対象事業】

(ア) から (ク) までの取組を1つ以上実施する。

【人員配置基準】

なし

【国庫補助基準額】

以下の任意事業について、取り組む事業に応じた基準額の合計額を国庫補助基準額とする。(複数実施可能。)

任意事業	国庫補助基準額
(ア) 相談支援事業	1 自治体当たり 1,000 千円
(イ) 居場所づくり事業	1 自治体当たり 1,000 千円
(ウ) 連絡協議会・ネットワークづくり事業	1 自治体当たり 500 千円
(エ) 当事者会・家族会開催事業	1 自治体当たり 500 千円
(オ) 住民向け講演会・研修会開催事業	1 自治体当たり 500 千円
(カ) サポーター派遣・養成事業	1 自治体当たり 500 千円
(キ) 民間団体との連携事業	1 自治体当たり 1,000 千円
(ク) 実態把握調査事業	1 自治体当たり 500 千円

II. 都道府県による市町村の立ち上げ支援事業

「I. ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する管内市区町村（指定都市を除く。）に対して、当該事業の立ち上げを支援するため都道府県が補助する事業。

国は、「II. 都道府県による市町村の立ち上げ支援事業」を実施する都道府県に対して、都道府県が支援対象とする市区町村において実施する事業に要する額の 1/2 を補助する。

なお、都道府県は、都道府県の負担割合（1/2）の 1/2 を上限として支援対象市区町村に負担を求めることができる。（市区町村が上限まで負担した場合の負担割合：国 1/2、県 1/4、市区町村 1/4）

【実施主体】

都道府県

【国庫補助基準額】

「I. ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」に準じる。

※ 同一市区町村に対する補助は、原則 2 年を上限とし、2 年経過後は、当該市区町村において、「I. ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」の「A. ひきこもり地域支援センター事業」又は「B. ひきこもり支援ステーション事業」を実施すること。

第4 地域福祉の推進等について

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。令和3年4月1日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は82.7%である。市区部、町村部別にみると、市区は94.4%であるのに対し、町村部では72.6%になっており、約1.3倍の差がある。都道府県地域福祉支援計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率100%）。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（令和3年3月31日付け子発0331第10号・社援発0331第16号・障発0331第10号・老発0331第5号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）の「第3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（包括的な支援体制の整備）」を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では679市町村、都道府県では46都道府県である。

さらに、平成26年3月には、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているところであり、都道府県では95.7%、市町村では79.9%の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成29年に改正され、平成30年4月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化しており、未策定の自治体においては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、令和2年6月に改正され、令和3年4月から施行されている社会福祉法第107条第1項及び第108条第1項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として5項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関

する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)を掲げており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉(支援)計画としては認められないものであることから、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対し、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和2年度調査(令和3年4月1日現在の状況)分まで掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員について

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策下における民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられている中、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、地域住民とのつながりを維持するために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止を優先し、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

(2) 令和4年度における一斉改選について

現任の民生委員については、令和4年12月1日に一斉改選を迎えることとなるため、各自治体においては、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取
 - ・ 定数の見直し、定数条例の改正
 - ・ 民生委員候補者の推薦
 - ・ 委嘱・解嘱、特別表彰
- 等の事務処理が必要となる。

各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、関係通知を踏まえつつ、

以下に示すスケジュールを参考に事務に遺漏なきよう準備願いたい。

なお、東日本大震災の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、令和3年11月10日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を发出しているのので、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分な意思疎通を図られたい。

(参考) 令和4年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール

業務内容	令和4年度	令和元年度 (実績)
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省⇒自治体)	8月中旬	8月22日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体⇒厚生局)	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出 (自治体⇒厚生局)	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省⇒自治体)	11月上旬	11月上旬
⑤徽章発送(厚労省⇒自治体)	11月上旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告(厚生局⇒厚労省)	12月13日	12月13日
⑧プレスリリース(厚労省)	1月上旬	1月10日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

(3) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に

伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和4年度においては、例年実施している各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況調査において、民生委員への支給方法や支給額等についても併せて確認する予定としているので、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化

平成31年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は69.8%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは7.9%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和元年12月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、独自に行政によるサポート体制の強化、民生委員協力員の設置や子ども民生

委員の委嘱、若年層（学生）の参加・協力による民生委員制度のPR活動、ICTの導入等の取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

なお、民生委員活動に対するICTの導入は、オンライン会議や研修会の実施、自治体からの緊急連絡や情報共有の迅速化など、民生委員の負担軽減に加え、業務効率化による若年層の参入促進（将来のなり手の確保）にも資する取組であり、各自治体での導入に向けた検討が期待される場所である。

そのため、各自治体におけるICTの導入に係る立ち上げを支援する観点から、令和3年度補正予算に計上し、その財源の一部を令和4年度に繰り越した上で執行予定である新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（生活困窮者自立支援の機能強化事業）において、令和4年度に限り、各自治体が行う民生委員への貸出用タブレット端末購入費を補助対象とすることができることとしたところであり、別途、所要見込額の調査や手続き等について案内をする予定である。（タブレット端末1台当たりの交付基本額は7,500円を上限とする予定。）

（ウ）民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行っている環境下において、研修会や講習会を十分に実施することは難しい状況にあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているので、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、実施方法を工夫するなど地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年2月1日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月5日成立（令和2年法律第52号））
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）

- ・「第2次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）Ⅴの第2の3（1）サ
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）第2部のⅢ第9分野2及びⅣの3
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）第3章自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号、令和元年10月1日施行）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（個人情報保護委員会）

（エ）災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっているが、民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・個別避難計画作成等への支援策等について（令和3年6月22日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

（オ）その他

- こども家庭庁創設に係る民生委員・児童委員制度の運用について

民生委員・児童委員の関係については、こども家庭庁創設に伴い、民生委員法と児童福祉法を所管する省庁が異なることとなり、児童委員制度はこども家庭庁が所管することとなるが、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名については、引き続き、厚生労働大臣が行うこととしている。その上で、厚生労働省とこども家庭庁が連携・協力をを行い、これまでと変わらず一体的な運用を行っていく。

各地方公共団体におかれても、これを踏まえ、引き続き、民生委員・児童委員及び主任児童委員の一体的な運用を進めていただきたい。

○ 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成 22 年 2 月 23 日付雇児発 0223 第 1 号・社援発 0223 第 2 号）において、「75 歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

○ 不動産登記法第 70 条第 3 項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものであるということが改めて周知されているので、御承知置きいただきたい。

3 社会福祉協議会について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや 8050 世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮

される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会に設置する福祉活動指導員と、指定都市を除く市町村社会福祉協議会に設置する福祉活動専門員については、それぞれ設置に係る経費について地方交付税措置を講じているので、各自治体においては、引き続き、適切な財源確保に努めるとともに、各社会福祉協議会における福祉活動指導員や福祉活動専門員の配置について配意願いたい。

なお、今後、自治体から各社会福祉協議会に対して行っている、福祉活動指導員や福祉活動専門員の設置費用に係る補助の状況等について調査する予定としているので、ご協力をお願いしたい。

4 災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動に対応いただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、全国（全国社会福祉協議会）、都道府県（都道府県社会福祉協議会）、市町村（市町村社会福祉協議会）のそれぞれの段階で、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する研修や実地訓練等の実施について、平時から準備しておくことが重要であると考えている。下記に示した都道府県（都道府県社会福祉協議会）が実施する②の取組と市町村（市町村社会福祉協議会）が実施する③の取組については、「災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業」の活用が可能であることから、有事に備えた研修や実地訓練の実施について積極的な検討をお願いしたい。特に都道府県においては、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

- ① 全国社会福祉協議会は、都道府県社会福祉協議会（都道府県）に対して、平時から災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等について、より実践的・実務的な研修を実施し、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）は、市町村（市町村社会福祉協議会）に対して、平時から災害ボランティアセンター設置・運営に係る研修等を行う。（補助率は1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）は、都道府県（都道府県社会福祉協議会）の指

導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の現地訓練等を行う。（補助率は1/2）

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の費用については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了解願いたい。

（参考）「災害ボランティアセンター設置運営研修等支援事業」の令和4年度国庫補助基準額等（案）

- 1 都道府県 5,000 千円
- 2 市町村 市町村（指定都市及び中核市を含む。）については、人口区分に応じて、以下のとおり国庫補助基準額を設定する。

人口区分	国庫補助基準額
人口5万人未満	1自治体当たり500千円
人口5万人以上～10万人未満	1自治体当たり1,000千円
人口10万人以上～50万人未満	1自治体当たり2,000千円
人口50万人以上～100万人未満	1自治体当たり3,000千円
人口100万人以上	1自治体当たり5,000千円

※都道府県、市町村ともに国庫補助率は、1/2。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和4年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努められたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携

に努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡されたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

なお、本事業が、応急仮設住宅に入居した被災者を中心に災害を要因として孤立するおそれのある者への支援を行うことを目的としたものであることに留意して、効果的な支援を実施されたい。

（参考）令和4年度予算案

・被災者見守り・相談支援等事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 13.5 億円

・東日本大震災関係 復興庁所管「被災者支援総合交付金」115 億円の内数

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和3年度は、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和4年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」

平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

令和4年度からは、身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、新たに「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設して、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複雑化・複合化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を支援することとしているので、積極的な活用をお願いします。

また、重層的支援体制整備事業の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を新たに位置付ける。（重層的支援体制整備事業の詳細については、第1「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

なお、本事業の創設に伴い、令和3年度限りで「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」は廃止する。

(参考) 「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の令和4年度国庫補助基準額(案)

- 1 都道府県 1自治体当たり 10,000千円
- 2 市区町村 以下の人口区分ごとに定める額

(重層的支援体制整備事業として本事業を実施する場合)

人口区分	国庫補助基準額
人口5万人未満	1自治体当たり 6,000千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり 8,000千円
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり 12,000千円
人口50万人以上	1自治体当たり 20,000千円

(重層的支援体制整備事業として本事業を実施しない場合)

人口区分	国庫補助基準額
人口5万人未満	1自治体当たり 4,500千円
人口5万人以上10万人未満	1自治体当たり 6,000千円
人口10万人以上50万人未満	1自治体当たり 9,000千円
人口50万人以上	1自治体当たり 15,000千円

※ 人口については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とすること。

8 政府における孤独・孤立対策の推進について

(1) 政府における孤独・孤立対策の動き

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受けて、政府においては、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を指名して同大臣が司令塔となり、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一丸となって孤独・孤立対策に取り組むこととした。政府においては、令和3年3月以降、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成する「孤独・孤立対策推進会議」(※)を定期的に開催し、様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策の整理及び施策のさらなる充実・強化の検討など、政府全体として総合的かつ効果的な孤独・孤立対策を検討・推進している。

※ 令和3年12月に「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」の名称を「孤独・孤立対策推進会議」へ変更

(2) 孤独・孤立対策の重点計画について

令和3年12月には、孤独・孤立対策推進会議の決定として、社会環境の変化に応じて長期的視点に立って孤独・孤立の問題に対処することとしつつ、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策を盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」がとりまとめられた。

(孤独・孤立対策の重点計画：内閣官房ホームページ)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/jutenkeikaku.html

本重点計画の具体的施策には、次に記載している当課の所管事業も盛り込まれている。今後、各施策について各省庁において、着実に取組を進めることとなっているので了知されたい。

- ・生活困窮者等に対する電話相談等の実施
- ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修
- ・重層的支援体制整備事業の従事者への研修の実施
- ・ひきこもり地域支援センター職員に対する研修の実施
- ・生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援
- ・生活困窮者等のための地域づくりの推進
- ・地域における包括的な支援体制の推進
- ・ひきこもり支援の推進

- ・被災地見守り・相談支援の推進
- ・自立相談支援機関における包括的な支援の強化
- ・困窮者のデジタル利用の把握、支援策の検討
- ・成年後見制度の利用促進
- ・民生委員・児童委員活動への支援
- ・社会福祉協議会への支援
- ・生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進
- ・生活困窮者の就労準備支援
- ・生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援活動を行う民間団体への支援

9 地方改善事業等について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付厚生労働省発社援第0829002号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が福祉部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和30年から50年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成30年度より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、御了知いただきたい。

令和4年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和4年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用及び隣保館を所管する部局との確実な情報共有がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いしたい。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和4年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、アイヌの人々からの相談について御理解の上、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、令和2年6月5日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和3年4月1日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている（なお、本事業は市町村の任意事業であり、令和3年度は42自治体において実施）。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただく等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業

の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考) 「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政

機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP（障害を理由とする差別の解消の推進）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が成立し、平成28年12月16日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号）が、平成28年6月3日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第5 成年後見制度の利用促進について

1 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立し、平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定された。

現行の基本計画では、施策の目標として、

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げており、令和3年度末までのKPI（以下参照）を踏まえ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

〈主なKPI 成年後見制度の利用促進について(令和3年度末)〉

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和2年12月末時点で23.2万人。

中核機関の整備や市町村計画の策定については、令和2年10月1日時点で、

- ・ 中核機関：266市町村（15.3%）
- ・ 市町村計画：283市町村（16.3%）

となっており、また、令和3年度末までには、

- ・ 中核機関：762市町村（43.8%）
- ・ 市町村計画：1,019市町村（58.5%）

まで進む見込みであり、地域連携ネットワークにおける広報や相談の取組を中心に、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつあるが、KPIを達成するには全国的に十分な状況でない。これらについて、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいないといった状況が明らかとなり、こうした小規模な市町村単独では家庭裁判所や法律専門職とのネットワークを構築することが困難であるといった課題が成年後見制度利用促進専門家会議で確認された。

また、中核機関等の整備による権利擁護支援ニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、市民後見人や法人後見など担い手の確保・育成等の重要性が増している。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して

令和3年度は、現行の基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて、成年後見制度利用促進専門家会議において議論を行ってきたところであり、令和3年12月22日に第二期基本計画に盛り込むべき事項について「最終とりまとめ」を公表した。

この内容については、令和4年1月以降に実施した成年後見制度利用促進体制整備研修（都道府県担当者研修、基礎研修、応用研修）での説明動画を成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」に掲載しているほか、厚生労働省のホームページにおいても公表しているため、確認いただくとともに、管内市町村・関係機関への周知をよろしく願います。

なお、本「最終とりまとめ」を受け、令和4年1月から2月にかけて、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）（以下、「第二期基本計画（案）」という。）」のパブリックコメントを実施したところであり、令和4年3月までに第二期基本計画を閣議決定することを予定している。

3 令和4年度予算案について

厚生労働省では、第二期基本計画の考え方や内容を踏まえて、市町村や都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を更に推進していくこととしている。

このため、令和4年度においては、

- ・ 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化
- ・ 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

・ 権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業などの実施に必要となる予算を計上している。新設した事業を含めて積極的に補助事業を活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

また、「第二期基本計画（案）」では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進を図る必要がある。

なお、地域によって日常生活自立支援事業の待機者が生じていることや利用者の数や属性にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

これらの状況を踏まえて、都道府県及び指定都市向けの補助金メニューとして創設した成年後見制度等への移行支援事業を積極的に活用し、総合的な権利擁護支援策の充実に努めていただくようお願いする。

〈令和4年度予算案の概要〉

（１）自治体・中核機関における権利擁護支援体制の推進【一部新規】

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下、「必須取組」。）に対する補助を行う。
 - ア：司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行う専門的支援アドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定した支援方針の検討を行うなどの受任者調整の仕組みの導入
 - ウ：広域連携における幹事市町村の役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 多様な主体による権利擁護支援の機能強化【新規】

① 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、市民後見人、福祉・司法関係者等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度等への移行支援事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業などの関連事業から、成年後見制度等への移行を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

コーディネーターの配置、市町村長申立所管部署や生活保護所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングとプランの見直し、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて取り組む自治体を10か所程度選定し、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり
- ・ 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する仕組みづくり

4 持続可能な権利擁護支援モデル事業について

「第二期基本計画（案）」では、成年後見制度（民法）の見直しに対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人を支える方策、司法による支援を身近なものとする方策）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う旨の記載がある。これを受けて、厚生労働省では、3で示したとおり、10自治体程度を選定し、「権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業（以下、「モデル事業」という。）」の実施を予定している。

モデル事業は、令和4年度から開始する事業であるが、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するために非常に重要な取組であり、多くの市町村に取り組んでいただきたいと考えている。

そこで、厚生労働省においては、モデル事業実施に向けた自治体からの個別相談に応じるとともに、今後、市町村セミナー等の機会を通じて、令和3年度に実施したモデル事業に関する調査研究結果の説明や、自治体間での情報交換等を進めることを予定しているので、今後も情報を確認されたい。また、都道府県及び市町村におかれては、モデル事業の実施に向けて、庁内及び協議会等を通じた検討などを進めていただくことをお願いする。

5 令和4年度の都道府県及び市町村における取組について

「第二期基本計画（案）」では、令和6年度末までのKPIとして、以下の「優先して取り組む事項」等が示されている。

＜優先して取り組む事項としてKPIが示されたもの（令和6年度末）＞

- ・市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全1741市町村
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全47都道府県
- ・都道府県による担い手の養成研修の実施 全47都道府県
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全47都道府県
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全1741市町村
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全1741市町村
- ・都道府県による協議会設置 全47都道府県
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全47都道府県
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全1741市町村
- ・市町村による中核機関の整備 全1741市町村

以上を踏まえて、都道府県においては、「第二期基本計画（案）」に掲げられている以下のような都道府県単位のネットワークづくりや積極的な市町村支援の取組をお願いする。

①協議会の設置

- ・ 都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である。
- ・ 協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組むことが考えられる。
 - ・ 担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援
 - ・ 管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・ なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

②担い手の育成等取組方針の策定と養成研修の実施

- ・ 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・ 地域連携ネットワークづくりの主体である都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。
- ・ 都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、取組方針内に、協議会の整備・運営や、担い手の確保、市町村に対する支援などの方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ なお、都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- ・ なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

③市町村長申立てに関する研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性

を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。

- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修等を継続的に実施する必要がある。

④意思決定支援研修の実施

- ・ 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- ・ 研修に必要な資料等は、成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はやわかり」に掲載しているので、積極的に活用されたい。また、研修実施に必要な費用は、「市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業」として補助金を新設しているので、活用されたい。

また、市町村においては、「第二期基本計画（案）」に掲げられている以下の取組に努めていただくようお願いする。

①成年後見制度や相談窓口の周知

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図る。

②中核機関の整備

- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにする。

③市町村計画の策定

- ・ 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・ 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針として計画を策定する必要がある。
- ・ 計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。
- ・ 既に市町村計画を策定している市町村は、改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

④成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 市町村は、成年後見制度利用支援事業について、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申

立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。

なお、地域連携ネットワークの体制整備をした地域においては、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。このため、各都道府県においては、マッチングを含む権利擁護支援チームの形成支援機能や後見人への支援を含む権利擁護支援チームの自立支援機能といったネットワークの機能の段階的・計画的な充実が図られるよう、積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への支援をお願いする。

6 日常生活自立支援事業について

(1) 日常生活自立支援事業の効果的な実施について

「第二期基本計画（案）」で示されたとおり、日常生活自立支援事業（以下、「同事業」という。）は総合的な権利擁護支援策の充実において重要な取組であることから、この考え方を踏まえ、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）には、総合的な権利擁護支援策の充実に資する取組を進め、効果的に同事業を実施することが期待される。

総合的な権利擁護支援策の充実に資する取組とは、具体的には、都道府県等が、関係機関との役割分担の検討や、市町村の関係部署等との個別事案における対応方針の検討など同事業と成年後見制度の連携の推進に関して、実施主体である都道府県等社会福祉協議会と連携したしくみづくりや、管内市町村への働きかけを行うことであり、例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ 都道府県等による「成年後見制度等への移行支援事業」の実施
- ・ 都道府県等において、「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の関係者間での共有と、シートの活用策を含めた関係機関での連携による権利擁護支援の体制づくり
- ・ 都道府県等が実施する研修や説明会等の機会などを通じて、市町村長申立や生活保護などの関連業務を行う市町村の関係部署等との連携についての必要性を周知するなど、同事業と成年後見制度の連携に関する管内市町村への働きかけ

(2) 日常生活自立支援事業の適正な実施について

近年、日常生活自立支援事業の実施に関連した社会福祉協議会職員による不祥事（金銭の横領等）が報告されている。

本事業は判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理等の支援を行う事業であることから、こうした不祥事の発生は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施す

る日常生活自立支援事業の信頼が失われることになりかねない極めて重大な問題である。

各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いする。

第6 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県においては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

(2) 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いする。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況下における組合への検査の実施に当た

っては、各都道府県における同感染症の状況を勘案し、必要に応じて検査の実施時期の延期や、書面検査の導入など実施方法に工夫を施すなど、柔軟に取り扱っていただきたい。

さらに、実地検査の実施にあたっては、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」等、基本的な感染防止策を講ずるよう、十分に留意するようお願いする。

イ 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
- ・ 購買事業を行う組合において、配送職員が、組合員の同意無く宅配注文書に不正に記入していた事例
- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例
- ・ 共済事業を行う組合において、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例

組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

ウ 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（以下「法」という。）において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。

来年度は参議院議員選挙が予定されているが、組合が政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれがあることから、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

エ その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

(3) 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニテ

ィの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような現状を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）を改正し、例えば、小売店が撤退した買物困難地域において小売店を運営する地域運営組織や生活困窮者に食品提供を行う社会福祉協議会等、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所轄庁の許可のもと組合が物品を供給できるようしたところである。

各都道府県におかれては、こうした改正の趣旨を御了知いただき、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、管内の関係機関や市町村との連携の上、必要に応じて地域福祉充実を図る手段の一つとしてご活用いただきたい。

なお、平成29年度及び30年度に、組合が行う様々な取組の中から、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例など、地域福祉の取組についての事例集を取りまとめているので、取組の参考としていただくよう併せてお願いする。

○ 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（厚生労働省ホームページ掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyuu/index.html

(4) 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20/100）（規則第11条第1項ホ）

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用についてご留意願いたい。

(5) 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

ア 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例について

立入検査等の際に携帯する身分証明書については、地方公共団体からの提案を受け、環境省が先行して省令を公布し、複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（以下「統合様式」という。）によることを可能としたが、厚生労働省においても、同様の省令を公布し、組合の検査等の際に職員が携帯する身分証明書についても統合様式の利用が可能となった。また、従来どおり統合様式を用いず規則による様式を用いることも可能ではあるが、上記省令の公布に併せ、規則に定める様式から有効期限を「1年」と限定する記載を削除し、各地方公共団体の裁量により適切な期限を設定することを可能とした。

詳細については「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」（令和3年10月22日付け厚生労働省大臣官房総務課長及び政策統括官（総合政策担当）連名通知）において既にお知らせしているので、御了知願いたい。

イ 監査基準の改定に伴う規則の改正について

共済事業を行う消費生活協同組合であってその事業の規模が消費生活協同組合法施行令（以下「政令」という。）で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う消費生活協同組合連合会は、法第31条の10第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより会計監査人の監査を受けなければならないとされ、当該規則で定める会計監査の基準については、企業会計審議会が公表する監査基準（以下「監査基準」という。）を参考とし、会社計算規則に準じた規定としている。

先般、監査基準において、これまで監査報告書の追記情報の一つとして掲げられていた「その他の記載内容」に係る事項が独立項目として記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則第126条第1項第5号と同様に、規則第136条第1項各号に掲げる事項に「その他の記載内容」（事業報告書及び附属明細書）を追加する改正を令和4年1月に行った。

具体的には、会計監査人は、事業報告書及びその附属明細書と決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載しなければならない旨が規定され、令和4年3月31日以後に終了する事業年度からは全て適用されるので、御了知願いたい。

ウ 改正個人情報保護法の施行について

組合における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平

成 15 年法律第 57 号) や「消費生活協同組合における個人情報の保護の適切な取扱いについて」(平成 16 年 12 月 17 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知) を通じて、個人情報の流出防止などの安全確保措置の徹底をお願いしている。

先般、個人情報保護法の一部を改正する法律が公布され、本年 4 月 1 日より施行されるが、この改正により、個人情報取扱事業者は「その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」に、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない」(同法第 22 条の 2 第 1 項) など新たに追加された事項がある。

組合においては、個人情報の安全確保のための措置の徹底に万全を期していただくとともに、各都道府県におかれては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いする。

エ 会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法施行令の改正について

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号。以下「会社法改正法」いう。)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第 71 号。以下「整備法」という。)が令和元年 12 月 11 日に公布され、多くの内容は既に施行済であるが、未施行となっていた会社法改正法附則第 1 条ただし書に掲げる規定及び整備法附則第 3 号に掲げる規定の施行が、令和 4 年 9 月 1 日に予定されている。

今後、上記の施行により会社法第 930 条(支店の所在地における登記)が削除されることに伴い、政令第 20 条を削除するなどの所要の改正を行う予定であるので、予め御了知願いたい。

オ 税制改正(貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置)について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置(110%相当額)※1については、平成 31 年度税制改正により令和 5 年 3 月 31 日の到来をもって廃止とされ、廃止までの間、経過措置※2が設けられている。

具体的には、平成 31 年度より割増率(10%)に対して 1 年ごとに 5 分の 1 ずつ縮小した率による割増を認めることとされているので、御了知願いたい。

※1 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)

第 57 条の 9 1~2 (略)

3 法人税法第 52 条第 1 項第 1 号ロに掲げる法人の平成 10 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第 2 項又は第 6 項の規定の適用については、同条第 2 項中「計算した金額(第 6 項)とあるのは、「計算した金額(当該内国法人が租税特別措置法第 57 条の 9 第 1 項又は第 2 項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合には、同条第 1 項又は第 2 項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額)の 100 分の 110 に相当する金額(第 6 項)とする。

※2 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号)附則

第 54 条 旧租税特別措置法第 57 条の 9 第 3 項に規定する法人の平成 35 年 3 月 31 日以前に開始する各事業年

度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

(6) その他の連絡事項

ア 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、地方公共団体からの提案を受け、令和3年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和4年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれては、所管組合の把握について引き続きご協力いただきたい。

なお、令和3年度の調査結果については、令和4年5月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

○ 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

イ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入される。

財務省及び国税庁において、制度の円滑な導入に向けて事業者向け説明会等が行われており、制度の広報・周知等の協力依頼があった際にはご協力いただきたい。

ウ 令和4年度消費生活協同組合行政担当者全国会議について

組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を例年5月中旬に開催しているが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参集形式とせず、資料配付のみとしたところである。

令和4年度についても参集形式の会議は実施せず、5月下旬に動画配信することを予定している。詳細については、追って連絡する。

参 考 资 料

1 地域共生社会関連

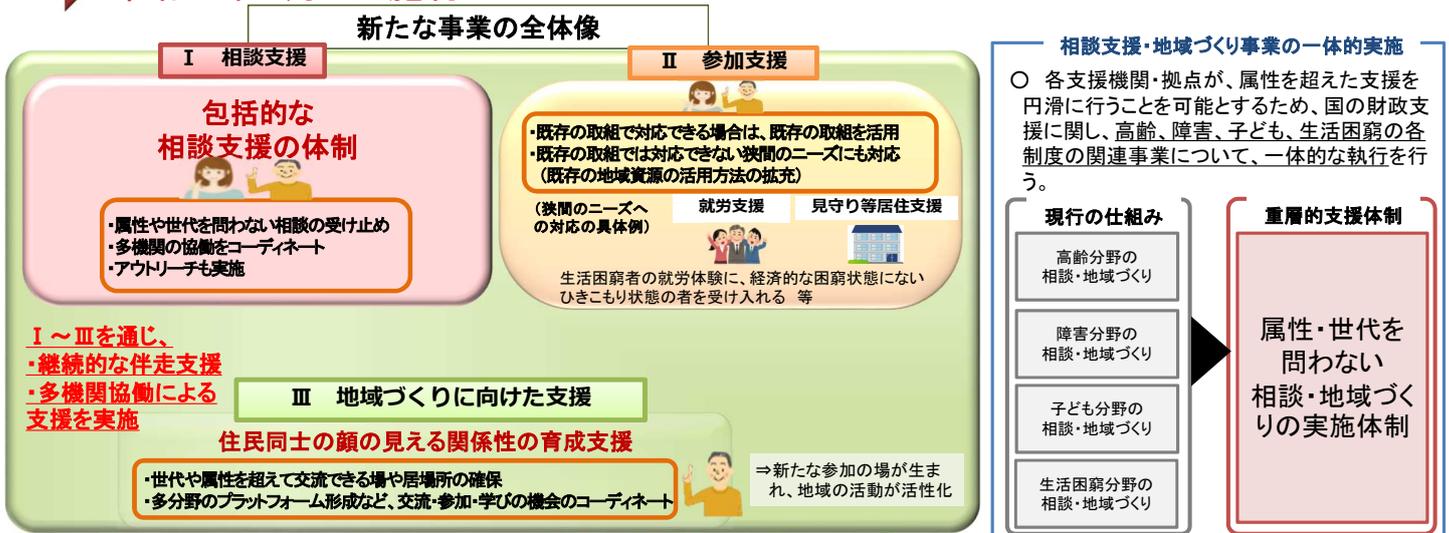
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

→ 令和3年4月1日施行



【重層的支援体制整備事業】 令和4年度予算案：232億円（令和3年度予算：76億円）

○ 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和4年度予算案：29億円（令和3年度予算：40億円）

○ 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	（委託費）

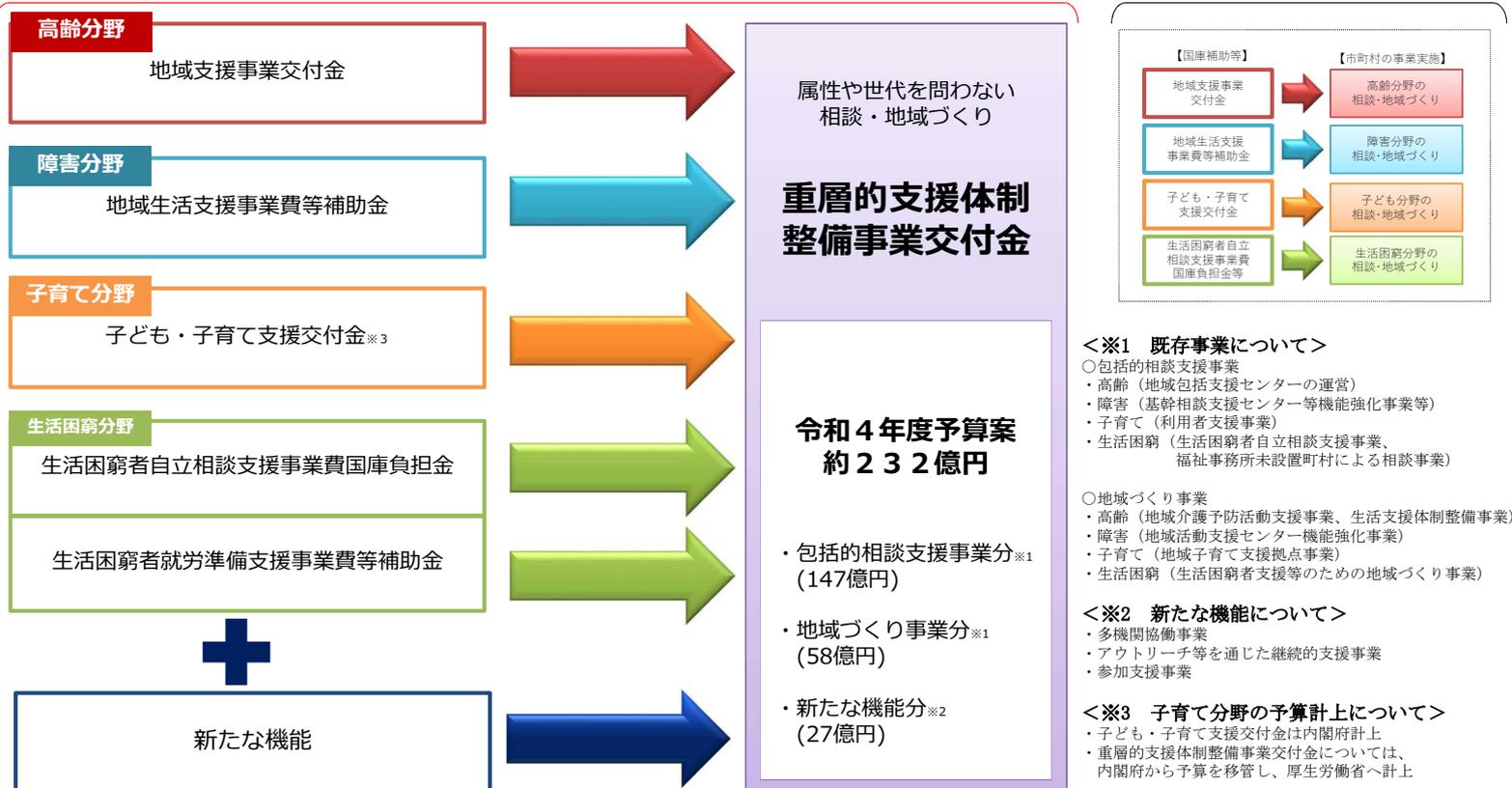
※ 移行準備事業の負担割合は、多機関協働事業等に都道府県負担が導入されることから令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする予定である。

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



包括的相談支援事業(改正社会福祉法第106条の4第2項第1号)

令和4年度予算案(令和3年度予算)
14,725,793千円(4,855,529千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業(※)を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
- 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
(※) 各法に基づく相談支援事業
 - ・介護(地域包括支援センターの運営(介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号))
 - ・障害(障害者相談支援事業(障害者総合支援法第77条第1項第3号))
 - ・子ども・子育て(利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号))
 - ・生活困窮(自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項))
 - ・生活困窮(福祉事務所未設置町村相談事業(生活困窮者自立支援法第11条第1項))

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業(子ども・子育て支援法第59条第1号)	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第3条第2項)	国 3/4

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

令和4年度予算案(令和3年度予算)
5,764,267千円(1,776,782千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。
(※) 各法等に基づく地域づくり事業
 - ・介護(一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(介護保険法第115条の45第1項第2号))
 - ・介護(生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号))
 - ・障害(地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号))
 - ・子ども・子育て(地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号))
 - ・生活困窮(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち、 地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、 二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号)

令和4年度予算案(令和3年度予算)
2,699,933千円(973,260千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入する。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

○複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

(主な取組内容)

○相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

○既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

(主な取組内容)

○重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
○本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
○家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

(主な機能)

○既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

(主な取組内容)

○本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
○社会参加に向けた支援メニュー開拓
○本人への継続的な支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ 等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,699,933千円

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体 (134自治体)

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
青森県	音更町	東京都	世田谷区	いなべ市	広島県	呉市	
	広尾町		中野区	志摩市		東広島市	
岩手県	鱒ヶ沢町		八王子市	伊賀市		山口県	宇部市
	盛岡市		立川市	御浜町		香川県	長門市
	遠野市		狛江市	長浜市			高松市
秋田県	矢巾町	西東京市	守山市	愛媛県	宇和島市		
	岩泉町	鎌倉市	甲賀市		高知県	高知市	
	能代市	茅ヶ崎市	野洲市	福岡県	中土佐町		
	大館市	逗子市	高島市		大牟田市		
山形県	湯沢市	富山市	米原市	大分県	久留米市		
	由利本荘市	氷見市	亀王町		八女市		
福島県	山形市	石川県	豊中市	佐賀県	久留米市		
	福島市	金沢市	枚方市		熊本市		
茨城県	須賀川市	福井県	高石市	宮崎県	大津市		
	古河市	福井県	東大阪市		中津市		
栃木県	東海村	山梨県	大阪狭山市	大分県	津久見市		
	栃木市	長野県	大阪狭山市		竹田市		
	市貝町	岐阜県	阪南市	太子町	杵築市		
群馬県	野木町	静岡県	伊那市	姫路市	都城市		
	太田市		岐阜市	尼崎市	日向市		
	みどり市	関市	芦屋市	三股町			
	上野村	函南町	加東市	鳥取県	鳥取市		
玉村町	岡崎市	三郷町	米子市				
埼玉県	川越市	愛知県	春日井市	智頭町			
	狭山市		豊田市	北栄町			
	草加市		稲沢市				
	越谷市		稲沢市				
	桶川市		東海市				
	ふじみ野市		大府市				
	鳩山町		知多市				
	豊明市						
	長久手市						
	東浦町						

※134自治体
うちR3重層事業 42自治体
うちR3移行準備事業 78自治体
うちモデル事業実施 99自治体

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
2,760,000千円(3,668,895千円)

【事業趣旨】

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入する予定である。

事業内容

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,760,000 千円

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和4年度予算案(令和3年度予算)
132,587千円(281,577千円)

【事業趣旨】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

事業内容

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

(後方支援の取組例)

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等

実施主体

都道府県

補助率

国 3/4、都道府県 1/4

予算額

132,587 千円

【要旨】

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要である。
- このため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員等を対象にした人材養成研修等を実施する。

事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。

また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(その他)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。

- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

実施主体

国

補助率

－(委託費)

予算額

23,282千円

2 生活困窮者自立支援制度関連

生活困窮者自立支援制度予算

H30年度予算:432億円 H31年度予算:438億円
 R 2年度予算:487億円 R 3年度予算:555億円
R4年度予算案:594億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆**自立相談支援事業**
 (全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関
 (令和3年4月時点) **国費3/4**

- (対個人)
 ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
 ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成
- (対地域)
 ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

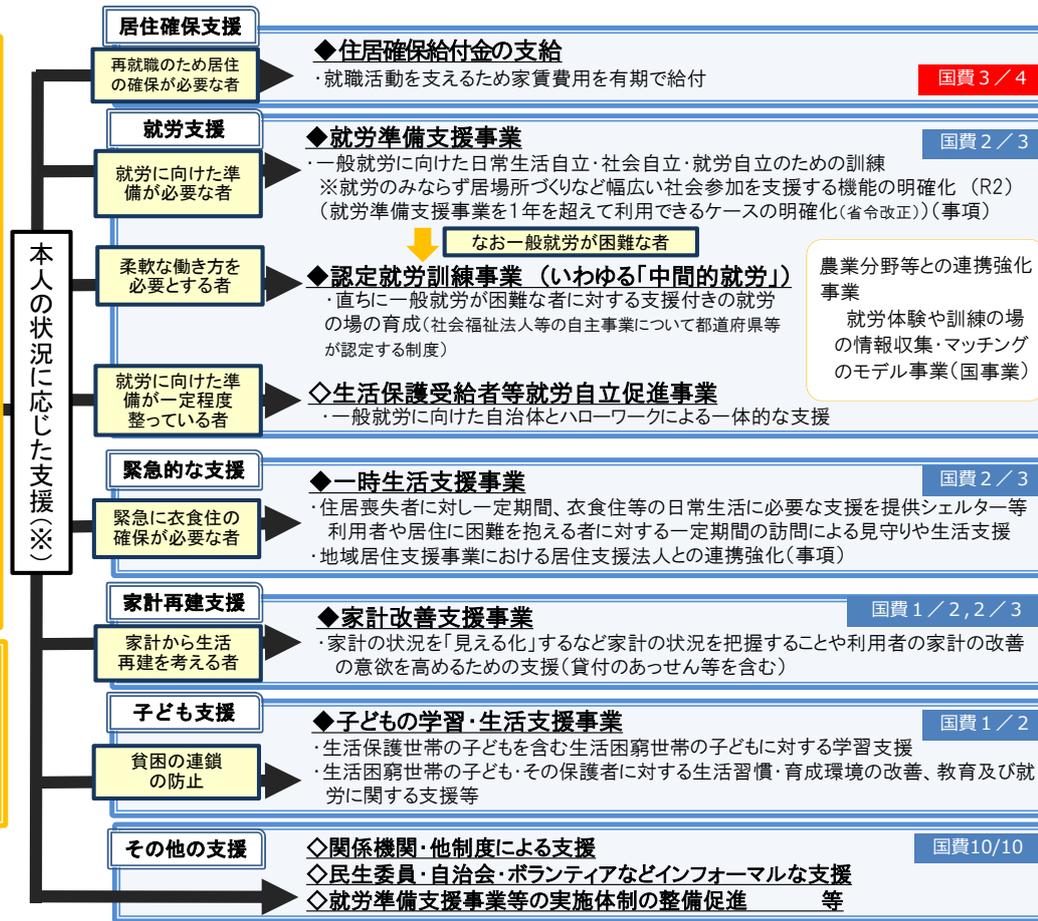
◆**福祉事務所未設置町村による相談の実施**
 ・希望する町村において、一次的な相談等を実施 **国費3/4**

◇**アウトリーチ等の充実**
 ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 **国費10/10**

◆**都道府県による市町村支援事業** **国費1/2**
 ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇**都道府県による企業開拓** **国費10/10**
 ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援の機能強化

【要旨】 令和3年度補正予算:新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

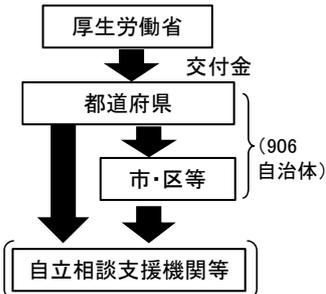
都道府県・市・区等
 (福祉事務所設置自治体、906自治体)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 ※ 独自の支援に取組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- 住まいに関する相談支援体制の強化
- 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

国 3/4